

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 8 月 25 日 (火)

午前 10 時～

開議 時 分

閉議 時 分

全 員 協 議 会 室

出席者

〔委 員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員
〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、末田財政課長、森山総務管理係長
〔事務局〕下間局長、村山書記

議 題

1 令和 8 年 9 月浜田市議会定例会議について

(1) 付議事件及び付託案について

・ 請願文書表 (案)

資料 1-1、1-2

資料 1-3

(2) 会議予定について

資料 1-4

(3) 予算決算委員会の流れについて

資料 1-5

(4) その他

2 令和 8 年 9 月定例会議に向けての決定事項等 (まとめ) について

資料 2

3 請願者等に対する趣旨確認の機会について (試行実施のまとめ)

資料 3

4 浜田市議会請願・陳情等取扱要綱の一部改正について

資料 4

・ 採択した請願及び陳情への対応

5 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

資料 5

・ LINE WORKS トークの運用

6 その他

・ 令和 8 年熊本地震に対する義援金について

令和 8 年 9 月 浜田市議会定例会議 付議事件

議案等 (20 件)

〔決算認定 7 件、条例関係 3 件、財産の取得 1 件、財産の無償譲渡 1 件、
和解及び損害賠償額の決定 1 件、計画の変更 1 件、補正予算 3 件、同意 3 件〕

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 認定第 1 号 | 令和 7 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第 2 号 | 令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について |
| 認定第 3 号 | 令和 7 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて |
| 認定第 4 号 | 令和 7 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について |
| 認定第 5 号 | 令和 7 年度浜田市水道事業会計決算認定について |
| 認定第 6 号 | 令和 7 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について |
| 認定第 7 号 | 令和 7 年度浜田市下水道事業会計決算認定について |
| 議案第 48 号 | 浜田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例につい
て |
| 議案第 49 号 | 浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例につい
て |
| 議案第 50 号 | 浜田市不燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例につい
て |
| 議案第 51 号 | 財産の取得について (除雪ドーザ) |
| 議案第 52 号 | 財産の無償譲渡について (旧木田分団 1 班消防ポンプ車庫) |
| 議案第 53 号 | 和解及び損害賠償額の決定について |
| 議案第 54 号 | 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 議案第 55 号 | 令和 8 年度浜田市一般会計補正予算 (第 3 号) |
| 議案第 56 号 | 令和 8 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 議案第 57 号 | 令和 8 年度浜田市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) |
| 同意第 4 号 | 浜田市教育委員会委員の任命について |
| 同意第 5 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 同意第 6 号 | 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について |

報告（5 件）

報告第 15 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

報告第 16 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

報告第 17 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第 18 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告
について

報告第 19 号 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

令和8年6月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務委員会 5件、文教厚生委員会 2件、産業建設委員会 1件、
 予算決算委員会 10件
 ※即決…2件

市長提出議案等（議案12件）

議案等番号	件 名	付託先等
認定第1号	令和7年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について	予算決算委員会
認定第2号	令和7年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第3号	令和7年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第4号	令和7年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号	令和7年度浜田市水道事業会計決算認定について	〃
認定第6号	令和7年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について	〃
認定第7号	令和7年度浜田市下水道事業会計決算認定について	〃
議案第48号	浜田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 9月8日即決
議案第49号	浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について	文教厚生委員会
議案第50号	浜田市不燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について	委員会付託省略 9月8日即決
議案第51号	財産の取得について（除雪ドーザ）	産業建設委員会
議案第52号	財産の無償譲渡について（旧木田分団1班消防ポンプ車庫）	総務委員会
議案第53号	和解及び損害賠償額の決定について	文教厚生委員会
議案第54号	弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総務委員会
議案第55号	令和8年度浜田市一般会計補正予算（第3号）	予算決算委員会
議案第56号	令和8年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第57号	令和8年度浜田市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
同意第4号	浜田市教育委員会委員の任命について	総務委員会

同意第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	〃
同意第6号	浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃

【請願の付託件数内訳】

総務委員会 14件、文教厚生委員会 4件、議会運営委員会 3件

請願（議案21件）

議案等番号	件 名	付託先等
請願第111号	江角副市長の市議会総務委員会での答弁について説明を求める請願について	総務委員会
請願第112号	金城中学校スキー事故における責任所在の明確化、関係者の処分状況及びその理由の適正な開示に関する請願について	〃
請願第113号	市役所職員における日報等の業務記録を活用した業務可視化・引き継ぎ円滑化についての検討を求める請願について	〃
請願第114号	公共事業における費用便益分析(CBA)の活用についての検討を求める請願について	〃
請願第115号	公共施設の総コストの見える化についての検討を求める請願について	〃
請願第116号	公共施設再配置計画のさらなる見える化についての検討を求める請願について	〃
請願第117号	市有財産の適正な使用料及び貸付の透明性についての検討を求める請願について	〃
請願第118号	過去の公共事業・行政事業の検証と政策への反映についての検討を求める請願について	〃
請願第119号	出雲大火、佐賀関大火、及び熊本地震の教訓を踏まえた大規模災害に強い消防体制の構築と消防指令業務の広域共同化検討を求める請願について	〃
請願第120号	前スポーツ振興課長が作成した対応記録について説明を求める請願について	文教厚生委員会
請願第121号	サン・ビレッジ浜田基本計画案における利用内容の大幅な変更理由の確認を求める請願について	〃
請願第122号	医療・介護に伴う水道料金負担の軽減制度創設に関する請願について	〃
請願第123号	下水道工事に伴う道路仮埋戻し（仮復旧）の施工品質向上及び安全確保についての検討を求める請願について	〃
請願第124号	市民への接触制限等に係る行政プロセスの客観的検証、および地方自治法に基づく議会の監視機能と請願審査義務の適切な履行を求める請願について	議会運営委員会
請願第125号	議会事務局業務の DX・効率化についての検討を求める請願について	〃
請願第126号	請願の提出件数のみによる評価の見直し及び「声なき市民の声」を反映する議会審議のあり方についての検討を求める請願について	〃

※以下、継続審査分（令和8年3月定例会議又は6月定例会議付託分）

請願第70号	公文書の改ざん禁止及び不正行為に対する厳正な処分の徹底に関する請願について	総務委員会
請願第75号	専門的知見を要する調査・検討業務の委託における分析及び評価の独立性確保を求める請願について	〃
請願第76号	市の予算を用いた委託事業における成果品検査の記録及び保存の徹底を求める請願について	〃
請願第90号	回覧板のデジタル化に関する請願について	〃
請願第95号	リハビリテーションカレッジ島根の存続に向けた公的支援を求める請願について	〃

市長報告事件（5件）

報告等番号	件 名
報告第15号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第16号	専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
報告第17号	浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
報告第18号	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
報告第19号	令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議会報告事件（1件） 定例会議初日（9月1日報告予定）

議員派遣報告書	（8/12）令和8年度石見四市議会議長会（秋季）
---------	--------------------------

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
111	江角副市長の市議会総務 委員会での答弁について 説明を求める請願につい て	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

令和8年6月26日の総務委員会において、江角副市長は、浜田市不当要求行為等防止対策要綱に規定する「強要」について、

「ここでいう強要とは、脅迫や暴力を要件とする刑法上の強要罪だけではなく、外見上は穏当な反復的対応要求であったとしても、事務事業の円滑かつ適正な執行及び職員の安全を妨げる行為も対象としている」と答弁しました。

しかし、同要綱には「強要」についてこのような定義は規定されておらず、私が確認する限り、浜田市の条例、規則その他の例規にも、この解釈を定めた規定はありません。

行政ルールについて議会で説明された内容が、本当に浜田市のルールに基づくものなのかを確認し、そうでないのであれば、なぜそのような説明をしたのか確認していただきたく、お願いいたします。

【理由】

1. 江角副市長は、市議会総務委員会での答弁において、市のルールに無い「強要の定義」を説明し、不当要求行為の認定を維持する旨を話している。
2. 江角副市長が示した「強要」の定義が、法令、条例、規則、要綱その他に載っていない。
3. 議会における請願審査は、正確な事実に基づいて行われる必要がある。

以上の理由により、江角副市長の上記答弁について、その根拠となる法令、条令、規則、要綱、その他の規定を議会として確認してくださいませう、お願い申し上げます。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
112	金城中学校スキー事故における責任所在の明確化、関係者の処分状況及びその理由の適正な開示に関する請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【願意】

平成 30 年 1 月 17 日に発生した浜田市立金城中学校のスキー教室における生徒の重傷事故に関し、事故当事者、指導員、学校関係者、教育委員会職員、およびその他関係職員に対して、行政上・法的な「責任があったのか、無かったのか」、そして「責任があったとするならばなぜあったのか、無かったとするならばなぜ無かったのか」という、具体的な判断理由と客観的根拠を明確にすることを求めます。これらに伴い執行部および教育委員会が下した関係者への処分（懲戒処分、訓告、厳重注意など）の具体的な状況について、個人情報保護に配慮した公開可能な適正範囲において、包み隠さず速やかに報告することを請願します。

あわせて、浜田市行政が過去の不祥事（職員の飲酒運転同乗事件）の処分情報公開プロセスにおいて露呈した、「当初は存在の有無すら曖昧にし、情報公開請求に対して大部分を真っ黒にして非開示とし、その後、裁判などの追及によって段階的に情報を小出しにする」という、不自然かつ卑怯とも言える二枚舌の不誠実な隠蔽体質を、本件スキー事故においては一切排除し、「法律上公開できる正しい範囲で、最初からきっちりと開示する」という、公正明大かつ誠実な行政姿勢を貫くよう、市議会から執行部および教育委員会に対して強く働きかけることを求めます。

【理由】

1. スキー事故の発生と、初期対応における重大な瑕疵（「誠意をもった対応」の表明と「1 年間の放置」の実態）

平成 30 年 1 月 17 日、金城中学校の生徒が大佐山でのスキー教室中に重傷を負う重大事故が発生しました。事故直後、平成 30 年 1 月 29 日に開催された第 152 回教育委員会定例会において、教育委員会は自ら以下の通り、責任の所在を整理し、誠意をもって対応する方針を確認していました。

【第 152 回浜田市教育委員会定例会議事録（平成 30 年 1 月 29 日）における石本教育長（当時）の発言】

「終わった後の懇談会の中で少し詳しくお話をしたいと思っているが、保護者からも責任はどこにあるのかといった話も出ており、その辺も整理して誠意をもって話していく必要があるのだろうと思っているところである。」

しかしながら、この公の場での表明とは裏腹に、行政が実際にとった対応は極めて不誠実な「放置」でした。事故から1年半近く経過した令和元年6月19日の全員協議会において、教育委員会が被害生徒の保護者と「丸1年間、全く面会も接触もしていなかった」という衝撃的な事実が暴露され、市議会から極めて厳しい批判を浴びることとなりました。

【浜田市議会 全員協議会会議録（令和元年6月19日）より抜粋】

佐々木議員：「この件は所管の総務文教委員会にも陳情が何度も上がって、そのたびに教育委員会にいろいろ問い合わせる中、そこそこその対応がなされてきた感覚を持っていましたが、今回の報告で1年間ほとんど放置していた印象を受けました。全国的に教育委員会の事故対応のずさんさが指摘されていますが、今回はそこまではいかなくとも似通ったケースだった感覚を持っています。なぜもっと早い面談なり次の対策なり、少しでも被害者が安心できるような対応がされてこなかったのかうかがいます。」

教育長：「私から経緯を説明させていただきます。確かに教育委員会としても事故後すぐに保護者にお会いして、今後の事や諸々をご相談させていただいてきました。その後、保護者と1年間接触ございませんでしたが、子供さんの様子については学校を通じて時折聞いていましたし、また、事故再発防止に向けて教育委員会としては最優先でもあり、安全対策ガイドラインの作成に向けて取り組んでいました。市民の方から陳情等が上がっていましたが、保護者の方から直接には届いていなかったのも、ついつい教育委員会の認識が甘かったというか、ご両親とお会いする機会がずっとなかった点を、先日お会いした時に謝罪いたしました。」

事故対応において最も重要であるべき「被害生徒および保護者への誠意ある対話」を、自ら「ついつい認識が甘かった」と言い放ち、1年間も放置していたという事実は、教育行政として弁解の余地のない重大な瑕疵（過失）です。このような不誠実な対応を招いたことに対し、学校や教育委員会は「責任があったのか、それとも責任が無かったのか」、あったとすれば誰がどのような責任を負い、どのような処分が下されたのか。無かったとするならば、なぜ1年もの放置が許されたのかという理由を市民にきっちりと論理的に説明する義務があります。

2. 市議会による「責任問題を避けないこと」を求める陳情採択の重み

本事故における行政の説明姿勢に対し、令和4年2月10日、被害関係者および市民から「金城中学校のスキー事故に関する陳情について」（陳情第23号、紹介議員：森谷公昭）が提出されました。その内容は以下の通り、極めて切実なものでした。

【陳情第23号「金城中学校のスキー事故に関する陳情について」要旨（令和4年2月10日）】

「金城中のスキー事故について責任問題を避けないで欲しい。どうも、調停が保険や金の話が中心で、親も不満を持っている。責任問題についても触れてほしい。執行部へ働きかけてほしい。」

この陳情は、令和4年3月4日の総務文教委員会において、出席委員の「全員一致」で採択されました。すなわち、市議会全体としても「調停を金銭・保険の話だけで終わらせ、核心である『責任問題』を意図的に避けるような不誠実な対応は許されない。必ず責任の所在を明確にし、執行部へ働きかけるべきだ」という公式な意思決定を下したのです。それにもかかわらず、現在に至るまで、関係者の処分状況や組織の法的・行政的責任の判断根拠は、一切市民へ説明されておらず、全員一致の議決が完全に形骸化されています。

3. 職員飲酒運転同乗事件における「黒塗り・小出し開示」に見る極めて不誠実な隠蔽体質への批判

請願者が本件において強く排除を求め、かつ市行政に対して厳しく弾劾するのは、不祥事の隠蔽や「小出しの情報公開」を繰り返す不誠実な体質です。その決定的な証拠が、平成30年12月に発生した「市職員による飲酒運転同乗事件」に関する公文書開示プロセスです。まず、処分対象となった不祥事の具体的な内容および処分理由は以下の通り極めて悪質なものでした。

【市職員の飲酒運転同乗に係る懲戒処分説明書及び嚴重注意書（平成30年12月26日決定）の原文】

「被処分者は、平成30年12月11日午前4時30分頃に自宅付近の駐車場で発覚した飲酒運転において、前日夜から飲酒し酒気を帯びた者の運転する車両に同乗していたものである。」

「この行為は、同法の違法性の有無、程度に関わらず、浜田市職員一同として『飲酒運転を追放する誓い』を浜田警察署長に対して行い、市役所として率先して飲酒運転を撲滅すべき立場にある中、また、管理職として部下職員を指導監督すべき立場にある中で発生したものであり、誠に遺憾である。そして、この一連の行為は、市民の信頼に背く極めて不適切な行為であり、市行政全般の信用を著しく傷つけ、職員全体の手名誉となる行為で社会的影響は大きく、その責任は重いものがある。」

（結果：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号等に基づき、停職3月の懲戒処分。また管理監督責任不十分として、直属の上司へ以下の市長嚴重注意：）

「このことは、市民の生命及び財産を守る立場にある市職員として断じてあってはならないことであり、市行政に対する市民の信頼を大きく損ね、職の信用を深く傷つけるものである。管理職がこのような事実を引き起こしたことは誠に遺憾であり、直属の上司として管理監督が不十分であったことは否めない」

市民の安全を率先して守るべき立場にある管理職が「飲酒運転追放の誓い」を裏切って同乗し、停職3月という重大な懲戒処分を受けていたにもかかわらず、市は、森谷公昭議員からの公文書開示請求に対して当初、以下のような「実質的な隠蔽（不開示決定）」を下しました。

【当初の公文書部分開示決定通知書】

決定番号：浜田市指令人 第10号（令和7年3月17日付、当初決定）

開示請求に係る公文書名：平成30年12月26日の市職員の処分に関する一切の公文書

開示しない部分（不開示理由）：特定の個人を識別することができるため（条例第7条第2号）。

人事管理に係る事務に関し、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号）。

この当初の「第10号決定」により、処分内容や嚴重注意書、起案用紙などの書類は、ほぼ全体が真っ黒に塗りつぶされた状態で交付されました。ところがその後、裁判や法的な異議申し立てが進行し、不開示の妥当性が厳しく追及されて追い詰められると、市は手のひらを返したように以下の「変更決定」を交付したのです。

【変更後の公文書部分開示決定通知書（変更）】

決定番号：浜田市指令人 第17号（令和8年7月28日付、変更決定）

開示しない部分（変更内容）：「（開示しない部分）職名、氏名及び内容（公表した部分を除く。）」から、新たに「（開示しない部分）職名、氏名及び内容（公表した部分を除く。）（ただし起案用紙、処分説明書、嚴重注意書等については個人を識別する部分を除く。）」へと変更。

結果：当初は頑なに拒否し真っ黒であった書類の「約9割」が一举に部分開示され、不祥事の具体的な詳細や上司への嚴重注意書の文面が明らかとなった。

このように、追及が緩い段階では「真っ黒な不開示」で事実を揉み消そうとし、裁判手続きや厳しい批判に直面すると「慌てて約9割を開示する」という態度の激変は、極めて不自然であり、市民を愚弄する「卑怯な情報公開コントロール」そのものです。最初から情報公開条例および法律に基づき、公開可能な範囲を誠実に見極めていれば、最初から9割は問題なく開示できたはずです。このような「小出しにして時間稼ぎをし、隠し通せなくなったら渋々出す」という二枚舌のやり方を、生徒の生命と安全が脅かされた金城中学校スキー事故の責任追及において、絶対に繰り返してはなりません。

4. 「最初から正しい適正範囲できっちりと」開示することによる説明責任の完徹

金城中学校スキー事故について、行政および教育委員会はこれ以上「処分は請願に馴染まない」などの便法的な形式論で対話を拒み、事実を闇に葬るべきではありません。「責任があったのか、それとも無かったのか。あったとするならばなぜ（どのような過失から）なのか、無かったとするならばなぜなのか」について、客観的な説明と具体的な処分状況（個人情報に触れない役職・処分区分・理由）を、最初から正しい開示範囲としてきっちりと示す必要があります。

不祥事の不誠実な開示隠蔽体質を正し、今度こそ最初から公正明大な情報公開を遂行することが、傷ついた被害生徒および保護者の尊厳を守り、失墜した浜田市の教育行政と市政全体への市民の信頼を回復する唯一の道です。

市議会におかれましては、地方自治の本旨に基づき、執行部および教育委員会に対して強力かつ誠実に説明責任を果たさせるよう、本請願を採択されることを強く求めます。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
113	市役所職員における日報等の業務記録を活用した業務可視化・引き継ぎ円滑化についての検討を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷 公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願事項】

浜田市役所において、職員の日々の業務内容、進捗、所要時間等を適切に記録・共有するため、日報等の業務記録を活用した業務の可視化、事務事業量の把握、人員配置の適正化及び人事異動等に伴う業務引き継ぎの円滑化について検討することを求めます。

【理由】

(1) 業務の可視化の必要性

行政組織において、限られた人員を適正に配置し、業務を効率化するためには、職員が実際にどのような業務に、どの程度の時間を費やしているのかを客観的に把握することが重要です。特に人口減少等により行政職員の確保が今後さらに難しくなることも想定される中、単純に職員数を増やすという方法ではなく、

- ・ どの部署にどのような業務が集中しているのか
- ・ どの業務に多くの時間がかかっているのか
- ・ 同じような業務を複数の部署で行っていないか
- ・ デジタル化やAI等によって効率化できる業務はないか
- ・ 人員配置を変更することで改善できる業務はないか

といった点を把握することが必要です。そのためには、実際の業務実績に基づいたデータを継続的に蓄積することが有効であると考えます。

(2) 事務事業量調査への活用

浜田市において事務事業量を調査する場合にも、一定期間の実際の業務記録が蓄積されていれば、業務量をより具体的に把握できる可能性があります。例えば、「この業務には年間でどの程度の時間を要しているのか」「特定の時期に業務が集中していないか」「担当者に過度な負担が集中していないか」などを把握することで、部署ごとの業務量や人員配置を検討するための客観的な資料とすることができます。日報等の記録を単に職員の管理を目的とするものではなく、業務改善や

適正な人員配置のための基礎データとして活用することについて検討することが重要です。

(3) 人事異動に伴う引き継ぎの円滑化

行政組織では、人事異動によって担当者が交代することが頻繁にあります。その際、前任者が持っていた知識や経験が十分に引き継がれなければ、後任者が業務内容を一から確認しなければならず、行政サービスの停滞や職員の負担につながる可能性があります。

例えば、イベントや事業について、

- ・いつから準備を始めたのか
- ・どの関係機関と連絡を取ったのか
- ・どのような問題が発生したのか
- ・どのように対応したのか
- ・今後何をしなければならないのか

といった業務の経過が時系列で記録されていれば、後任者が業務の背景や経緯を把握しやすくなります。これは単なる「引き継ぎ書」だけでは残りにくい、日々の業務過程そのものを組織として共有することにつながります。

(4) 個人の記録を組織の財産へ

職員が日々の業務について個人の手帳やパソコン等に記録している情報の中には、行政組織にとって有用な知識や経験が含まれている場合があります。しかし、それらが個人の中にだけ蓄積されている場合、異動や退職によって組織から失われる可能性があります。そこで、個人情報や機密情報等について適切な管理を行うことを前提として、公的業務に関する必要な情報を組織として共有・蓄積する仕組みについて検討することが重要です。これにより、「人が変わっても、仕事の知識が組織に残る行政」を目指すことができます。

(5) 過去の週報等の経験を踏まえた制度設計

浜田市において、過去に週報等によって業務内容を記録する取り組みが行われた経緯がある場合、その実施状況や課題を検証することも重要です。記録制度は、導入すること自体が目的ではありません。入力することだけが目的となり、誰にも利用されない制度になれば、職員の負担を増やすだけになってしまいます。そのため、

- ・入力項目を必要最小限にする
- ・IT・デジタル技術を活用する
- ・既存システムとの連携を図る
- ・記録した情報を実際の業務改善に活用する
- ・活用されていない項目は見直す

など、職員の負担を可能な限り抑えながら、実際に役立つ仕組みとすることが重要です。

(6) AI・DXを活用した業務改善

現在では、生成AIやデジタル技術の発展により、従来は人間が手作業で行っていた業務記録の整理や分析についても効率化できる可能性があります。

例えば、日々の業務記録を蓄積することで、

- ・業務量の集計
- ・業務の繁忙期の把握
- ・類似業務の発見
- ・業務改善が必要な分野の抽出
- ・引き継ぎ資料の作成補助

などに活用できる可能性があります。生成 AI については誤情報等のリスクもあるため、最終的な確認・判断は職員が行うことを前提としながら、業務効率化のための補助ツールとして活用することについても検討する価値があります。

3. 検討を求める具体的な事項

以上を踏まえ、浜田市役所において、次の事項について検討することを求めます。

- ① 日報等による業務記録の仕組み：職員が公的業務の内容、進捗、所要時間等を簡便に記録できる、日報等の業務記録システム及び統一的な運用方法について検討すること。
- ② 事務事業量調査への活用：日報等から得られる業務データを、事務事業量の把握、業務のボトルネックの発見及び適正な人員配置に活用する方法について検討すること。
- ③ 人事異動等における引き継ぎへの活用：日々の業務記録を、業務の経緯や課題等を把握するための資料として活用し、人事異動等に伴う業務引き継ぎをより円滑にする仕組みについて検討すること。
- ④ 組織としてのナレッジ共有：職員個人が保有している公的業務に関する知識や経験を、適切な情報管理の下で組織として蓄積・共有する方法について検討すること。
- ⑤ 制度の形骸化防止：過去の業務記録制度等の運用状況を検証し、入力すること自体が目的となることを避け、実際の業務改善や人員配置等に活用できる制度となるよう、必要に応じて改善・見直しを行う仕組みについて検討すること。
- ⑥ AI・DX 等の活用：職員の入力負担や集計作業を軽減するとともに、業務分析や引き継ぎ資料の作成等に AI・DX 等を活用する方法について検討すること。

4. まとめ

人口減少や行政需要の多様化が進む中、浜田市においても、限られた職員の能力と時間を最大限に活用することが重要になっています。そのためには、単に「職員が何人いるか」だけを見るのではなく、「誰が、どのような仕事を、どのくらいの時間をかけて行っているのか」を可能な範囲で把握し、そのデータを業務改善、人員配置、DX 化及び人事異動時の引き継ぎ等に生かしていくことが重要です。日報等の業務記録についても、職員を監視するための制度ではなく、職員の負担を減らし、業務を効率化し、職員が異動しても組織に知識と経験が残る行政を実現するための仕組みとして検討することが望まれます。以上の観点から、浜田市役所における日報等の業務記録を活用した業務の可視化、事務事業量の把握、人員配置の適正化、引き継ぎの円滑化及び AI・DX を活用した業務改善について検討することを求めます。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
114	公共事業における費用便益分析(CBA)の活用についての検討を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷 公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願事項】

浜田市が実施する一定規模以上の公共事業及び新規事業について、事業に要する費用だけでなく、利用者数、経済効果、市民に与える便益等を可能な限り数値化し、費用便益分析(CBA)を活用することについて検討することを求めます。

【理由】

(1) はじめに：費用便益分析(CBA)とは何か

費用便益分析(CBA: Cost-Benefit Analysis)とは、事業の実施に要するコスト(費用: Cost)と、それによって得られる社会的・経済的な便益(Benefit)を可能な限り金銭価値に換算し、比較・評価する手法です。代表的な指標の一つが、費用便益比(B/C) = 便益(Benefit)の現在価値 ÷ 費用(Cost)の現在価値です。

一般的には、

- ・ B/C が 1 を上回る場合：費用を上回る便益が見込まれる
- ・ B/C が 1 を下回る場合：費用に対して便益が小さい可能性がある

と判断する一つの材料になります。

ただし、公共事業には防災、環境、文化、地域の安全・安心など、単純に金銭換算することが難しい効果もあります。そのため、CBA の数値だけで事業の実施・中止を機械的に決めるのではなく、CBA を重要な判断材料の一つとして、その他の政策的・社会的な効果と合わせて総合的に評価することが重要です。

国土交通省では、公共事業について費用便益分析を含む事業評価を行っており、新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価という仕組みを設けています。また、費用便益分析においては、費用便益比だけでなく、純現在価値、経済的内部収益率、感度分析などを用いて評価する考え方も示されています。

(2) 浜田市において CBA を活用する必要性

浜田市においても、人口減少や財政状況を踏まえ、限られた財源をより効果的かつ効率的に活用することが重要な課題となっています。公共事業や地域活性化事業について、「必要だから」「地域活性化が期待できる」「観光客が増えることが期待できる」といった定性的な説明だけではなく、「どの程度の費用を投入し、どの程度の効果が期待できるのか」を、可能な限り客観的な数値によって示すことが、市民に対する説明責任を果たす上でも重要です。

例えば、観光・インバウンド事業であれば、・宿泊者数・日帰り客数・一人当たりの消費額・地域内での消費額・雇用への影響・地域経済への波及効果などを可能な範囲で数値化することで、単なる「賑わい創出」という表現だけでは分からない事業効果を、市民や議会に対してより具体的に示すことができます。

(3) 不確実性を踏まえたリスク検証

将来の利用者数や経済効果を完全に予測することは困難です。しかし、予測が難しいからこそ、複数の条件を設定して事業のリスクを検証することが重要です。

例えば、「想定した利用者数が 20%減少した場合にはどうなるのか」「建設費が 10%増加した場合にはどうなるのか」「維持管理費が想定以上に増加した場合にはどうなるのか」といった感度分析や複数シナリオによる検証を事前に行うことで、事業のリスクをより具体的に把握することができます。

(4) 事後検証と政策へのフィードバック

CBA は、事業を始める前だけに利用するものではありません。事業実施後に、「当初予測した便益」と「実際に得られた成果」を比較することで、・なぜ予測と実績に差が生じたのか・予測方法に問題がなかったか・成功した要因は何だったのか・次の事業で改善すべき点は何かを検証することができます。「事業を実施して終わり」ではなく、「実施した結果を検証し、次の政策に生かす」仕組みについて検討することが重要です。

(5) 生成 AI 等を活用した CBA 業務の効率化

CBA を導入する場合、「データの収集や分析に多くの職員の時間が必要になるのではないか」「外部委託費が増えるのではないか」という懸念も考えられます。しかし現在では、生成 AI やデジタル技術が急速に進歩しています。浜田市が導入している行政用 AI をはじめ、ChatGPT、Gemini、NotebookLM 等の生成 AI を、最終判断を任せるものではなく、職員を補助する作業助手として活用することにより、

- ・資料の整理
- ・データの分類
- ・類似事例の検索・整理
- ・複数シナリオの作成
- ・感度分析の補助

・報告資料の作成

などの作業を効率化できる可能性があります。生成 AI には誤情報を生成する問題もあるため、AI を最終判断者とするのではなく、あくまで職員を補助するツールとして位置付け、最終的な判断は職員が行い、使用したデータや根拠資料を確認する仕組みを設ける必要があります。

(6) EBPM への転換

これからの浜田市政においては、「これまでこうしてきたから」「地域から要望があるから」「効果が期待されるから」という判断だけでなく、「どの程度の費用が必要で、どの程度の効果が期待され、実際にはどのような結果になったのか」という客観的なデータに基づいて政策を判断することが、ますます重要になると考えます。これは、EBPM(Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案)の考え方にもつながります。CBA は EBPM を実践するための一つの重要な手法であり、浜田市においても積極的に検討する価値があると考えます。

【まとめ】

人口減少や財政制約が進む中、浜田市において限られた財源を有効に活用するためには、事業の必要性だけでなく、その費用に対してどの程度の効果が期待できるのかを客観的に検証する仕組みが重要です。CBA は、公共事業の価値を B/C だけで機械的に判断するためのものではなく、費用、便益、リスク、その他の社会的・政策的効果を整理し、議会や市民が事業の妥当性を判断するための材料を提供するものです。

したがって、浜田市が実施する一定規模以上の公共事業及び新規事業について、

1. 事前の費用便益分析
2. 複数シナリオによるリスク・感度分析
3. 事業実施後の事後検証
4. 検証結果を次の政策に反映する仕組み

について、生成 AI 等のデジタル技術も活用しながら、その導入・活用方法を検討することを求めます。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
115	公共施設の総コストの見える化についての検討を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷 公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				
【請願事項】 浜田市が保有する公共施設について、建設費だけではなく、維持管理費、人件費、大規模修繕費、更新費、解体費等を含めた長期的な総コストを把握し、市民に分かりやすく見える化することについて検討することを求めます。 【理由】 公共施設は、建設した時点で費用負担が終了するものではありません。建設後も、光熱水費、修繕費、清掃費、管理費、人件費などが継続的に発生し、将来的には大規模修繕、建て替え、解体等にも多額の費用が必要となります。そのため、公共施設の必要性や存続・廃止・再配置を判断する際には、建設時の費用だけではなく、将来にわたって必要となる総コストを把握することが重要です。 また、施設に関わる市職員の人件費など、直接的な施設維持費として計上されていない経費についても、可能な範囲で把握することが望ましいと考えます。 公共施設について、建設費、維持管理費、人件費、修繕費、更新費、解体費、その他関連経費などを含めた長期的な総コストを把握することで、施設を保有することによる将来の財政負担を市民に分かりやすく示すことができます。 限られた財源の中で公共施設を適正に維持していくため、公共施設のライフサイクル全体にかかる総コストを把握し、見える化することについて検討することを求めます。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
116	公共施設再配置計画のさらなる見える化についての検討を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷 公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願事項】

浜田市が保有する公共施設について、原則として全体を把握した上で公共施設再配置の検討対象として整理し、再配置計画の対象外とする施設については、その理由、施設の特異性及び財政的影響等を明らかにすることについて検討することを求めます。

【理由】

人口減少が進む中、浜田市が保有する公共施設を将来にわたって適切に維持していくためには、施設全体を把握した上で、将来的な維持可能性を検討することが重要です。一方で、特定の施設について再配置計画の対象から除外する場合には、市民から見て「なぜこの施設は対象外なのか」が分かりにくくなる可能性があります。対象外とすること自体を否定するものではありません。重要なのは、・なぜ対象外とするのか・どのような特殊事情があるのか・市の財政負担にどのような影響があるのか・将来的にどのような維持管理が必要になるのかなどを明らかにすることです。公共施設については、一部の施設だけを個別に見るのではなく、市が保有する施設全体を把握した上で、将来の財政負担や人口動態等を踏まえて検討する必要があります。その上で、特別な事情により再配置計画の対象外とする施設については、その理由や財政的影響を明らかにすることで、市民が公共施設全体の状況を理解しやすくなります。

公共施設再配置について、個々の施設を含めた全体像を市民に分かりやすく示す方法について検討することを求めます。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
117	市有財産の適正な使用料 及び貸付の透明性につい ての検討を求める請願に ついて	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷 公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願事項】

浜田市が所有する土地・建物等の市有財産を民間団体等に貸し付ける場合について、適正な使用料の確保を基本とし、無償または著しく低い使用料で貸し付ける場合には、その公益性、合理的な理由及び市の財政的影響を明らかにすることについて検討することを求めます。

【理由】

市有財産は、浜田市民が共有する大切な財産です。そのため、市有地や市有施設を特定の団体等が使用する場合には、その利用条件や使用料について、公平性と透明性を確保することが重要です。特に、無償または著しく低い使用料で貸し付ける場合には、・なぜ無償または低額なのか・どのような公益性があるのか・市民にとってどのようなメリットがあるのか・市が負担する維持管理費等はいくらなのかなどを明らかにすることが、市民の理解を得る上で重要です。

また、市有財産を貸し付けることによって市に発生する機会費用や維持管理費等についても、可能な範囲で把握することが望まれます。

市有財産について、特定の団体だけが過度な利益を受けることのないよう、公平性、公益性、透明性を確保した貸付のあり方について検討することを求めます。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
118	過去の公共事業・行政事業の検証と政策への反映についての検討を求める 請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷 公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【請願事項】

浜田市が過去に実施した主要な公共事業・行政事業について、事業費、利用実績、当初の目的や目標、達成状況、課題等を検証し、その結果を今後の政策立案に生かす仕組みについて検討することを求めます。

【理由】

行政においては、新しい事業を実施することだけでなく、過去に実施した事業を振り返り、その成果や課題を次の政策に生かすことが重要です。事業が予定した成果を上げた場合には、その成功要因を分析し、十分な成果が得られなかった場合には、その原因を検証することで、将来の事業改善につなげることができます。

例えば、当初の事業目的は達成されたのか、当初想定した利用者数に達したのか、事業費に見合った効果があったのか、維持管理費はどの程度発生しているのか、現在も事業を継続する必要性があるのか、今後の事業に何を生かせるのかといった視点から検証することが考えられます。

過去の事業を検証することは、過去の担当者を責めることが目的ではなく、同じ問題を繰り返さず、限られた市民の財源をより有効に活用するために必要な取り組みです。また、過去の事業について検証結果を蓄積することで、新たな事業を計画する際の判断材料として活用することができます。

「事業を実施すること」だけでなく、「事業を実施した結果を検証し、その結果を次の政策に生かすこと」までを行政の政策サイクルとして位置付けることが重要です。そこで、主要な行政事業について事後検証を行い、その結果を今後の政策形成に生かす仕組みについて検討することを求めます。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
119	出雲大火、佐賀関大火、 及び熊本地震の教訓を踏 まえた大規模災害に強い 消防体制の構築と消防指 令業務の広域共同化検討 を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
総務委員会				

【趣旨】

近年、全国的に大規模な地震や激甚化する風水害が頻発しており、自治体における災害対策は一刻の猶予も許されない重要課題となっています。本年（2026 年）6 月 23 日に同じ島根県内の出雲市中心部（アーケード商店街「サンロードなかまち」）で発生した大規模火災は、全焼 21 棟を含む計 24 棟、約 3,700 平方メートルに及び、完全鎮火まで丸 1 日以上を要するという深刻な被害をもたらしました。築 100 年を超える老朽木造家屋の密集と、狭小な道路に阻まれて消防隊が奥に入れないという出雲大火の教訓は、古い商店街や密集地を抱える我が浜田市においても全く他人事ではありません。このような事態において、初期段階での迅速な状況把握と、他自治体や近隣消防本部からのシームレスな広域応援体制の構築が生死を分けます。

一方で、消防活動の『脳・神経系』とも言える高機能消防指令システムは、通常 10～15 年の更新サイクルごとに各自治体・消防本部が単独で整備すると数億円から十数億円もの莫大な費用がかかり、地方財政に非常に大きな負担を強いています。これに対し、総務省消防庁は、各自治体におけるコストの半減や、深刻化する消防人員不足に対応するため、消防指令システムのクラウド化や広域共同運用（共同化）を推進しています。

一例として大分県では、令和 6 年 10 月から県内すべての指令業務を一元化した『おおいた消防指令センター』を稼働させ、広域での最適かつ迅速な相互応援を実証しています。共同化により、システム整備・維持コストを半減させて複数自治体で分担し、さらに指令員の集約によって浮いた人員を、不足する『現場の救急隊や救助隊』へシフトさせることが可能となっています。

このように、国の推奨する『広域共同化』と、将来の浜田市の財政負担を大幅に削減しつつ、住民の生命と財産を堅守し、持続可能な消防体制を維持するため、本自治体においても以下の事項について請願いたします。

【請願事項】

1. 将来の浜田市の財政負担の軽減と、出雲大火等の教訓を生かした広域連携力を高めるため、近隣の消防本部・自治体との間において、消防指令業務の「広域共同運用（システム共同化）」に向けた具体的な共同勉強会・検討の場等の設置を検討すること。
2. 指令システムの共同運用によって得られる通信指令業務の集約効果を活かし、浮いた人的資源を深刻な人員不足が懸念される現場の救急隊や救助隊に最適に配置・増員するための「中長期的な消防人員計画」の策定等を検討すること。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
120	前スポーツ振興課長が作成した対応記録について説明を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【請願趣旨】

令和 7 年に教育委員会の前スポーツ振興課長が、防災安全課に市民への対応の記録を提出し、防災安全課が不当要求行為等防止対策委員会の会議資料として、まとめたものには、「※上記および裏面の記録入力に当たっては、対応者または対応者から聞き取りした者が適宜おこなっている」と書かれています。しかし、実際の対応時刻ではないと当該市民、対応した職員ともに認めている時刻（実際より長く）が書かれていたり、対応した者は入力していない、聞き取りも受けていないにもかかわらず載っているものがあり、内容についてもすべて 2 つに分類されています。この特定の市民への対応の記録について森谷議員が調査したところ、入力の依頼自体が課に来ていないこと、聞き取りも受けていない、報告もしていないのに記録があることが明らかになっています。

また、砂川前副市長は令和 8 年 3 月議会の森谷議員の個人一般質問において、反問権を使って「いろんな課に同じ質問を繰り返しておられます。」などと述べていますが、この発言の根拠となった「同じ質問をいろんな課に繰り返していることがわかる記録」を開示請求しても、文書不存在でした。つまり、議会において不当要求行為等防止対策委員長の行った発言には、市の記録という根拠が無かったこととなります。当該市民は説明を求めても、市は、いつどこの課に何を行ったことが不当要求行為に該当するのかの説明を一切行っていません。認定を行い、弁護士を雇って市民を遮断するために不当要求行為の認定を行っている可能性があります。

市民への対応の記録について、その作成根拠となる記録（1 次データ）が存在しない（文書不存在で不開示決定）にもかかわらず、どのようにしてこの表を作成したのか確認していただきたく、お願いいたします。

【理由】

1. 対応の記録を作るためには対応開始時刻、終了時刻、対応の内容の記録が無ければ不可能であるが、文書不存在である。

2. 根拠となる記録が無いにもかかわらず、時刻や内容を分類した記録が作成され、それによって「対応を強要した」と認定し、市民に対し送付した警告書にも、「強要を行った」と書いている。

3. 当該市民は、職員に対し何らかの強要を行った事実はないと、警告書に書かれた内容を一貫して否定し、事実確認と説明を求め続けているが、強要にあたる事実の説明が一切無い。

以上のことから、議会の場で、不正確な説明が行われたり、不当要求行為等防止対策委員会においても、前スポーツ振興課長の書いた虚偽の内容を含む報告書をもとに認定が行われているため、当該市民への対応の記録について、誰が、いつ、何の資料又は情報を根拠として、時刻、内容を記載したのか、その作成経緯および、根拠を議会として確認していただきたく、お願いいたします。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
121	サン・ビレッジ浜田基本 計画案における利用内容 の大幅な変更理由の確認 を求める請願について	浜田市国分町 1689-1 三島 淳寛	森谷公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				
【趣旨】 サン・ビレッジ浜田の機能転用に関し、令和 8 年 4 月に浜田市教育委員会はエブリプラン(株)より基本計画案（資料 1）を受け取っています。この基本計画案では、市が機能転用の判断を行った際の根拠としてホームページに掲載し、市議会でも説明してきた三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)の報告書と全く異なる利用内容を想定している。機能転用の判断の前提となった報告書と、今回の基本計画案では、利用の中心が大きく異なるため、その理由の確認を市議会として行っていただきたく請願いたします。 【理由】 1. 市がスケート場の機能転用を決定した際の判断材料として示した三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)の報告書では、スケート場を機能転用するかどうかの判断のため、人工芝、板張り（体育館）について利用想定、収支想定を示し、人工芝が優位としていました。そして三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)は、利用者数を年間 36,600 人と見込み、スポーツ利用 35,000 人とイベント利用 1,600 人と想定していました。（資料 2） 2. ところが、エブリプランの基本計画案になると、遊戯機能（ターゲットとして 1 歳から小学生）を床面積の 3 分の 1 に取り入れ、知育おもちゃ、ボールプール、その他の遊具を設置する計画になっています。 3. 機能転用時には利用想定に含まれていなかった遊戯機能での利用が突如利用の大半を占める想定になり、競技団体へのアンケートの結果では競技会場として使えないことやアクセスの不便さから積極的に利用したいという要望はほぼ無かったことからスポーツ利用の利用者数を 36,600 人から 1 万人程度に縮小しています。 4. 令和 6 年の市議会への説明時には、教育部長は機能転用した場合の利用者数を 36,600 人と説明し ており、隣のスポーツ広場（サッカー場）の利用者数が 36,000 人程度であったことを理由に、一				

体的な利用によって実現可能と説明していました。

5. エブリプランの利用想定について、算出根拠が不明であり、実現可能性が全く見えません。

以上のとおり、機能転用の方針決定の根拠となった想定と全く利用想定が異なっており、判断の前提であった比較内容とまったく違う計画になっています。なぜ突然遊戯機能がメインになっているのかの確認が必要であり、市議会として執行部に確認していただきますようお願い申し上げます。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
122	医療・介護に伴う水道料金負担の軽減制度創設に関する請願について	浜田市金城町七条ハ 568-60 山品一興	戸津川 美二	R8. 7. 17
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				
【願意】 水道施設の老朽化対策や更新工事の必要性、水道料金の見直しが必要であることは十分理解しております。しかし、病気や障がい、介護が原因で水道使用量が増える世帯まで、一律に同じ負担を求めることが公平と言えるのか、疑問を感じています。 高齢化が進む浜田市では、今後、在宅で医療や介護を受けながら生活する市民がさらに増えていくことが予想されます。そのような方々が安心して暮らし続けられるよう、医療や介護に伴ってやむを得ず水道使用量が増える世帯への支援制度を検討していただきたいと考えます。 つきましては、次の事項についてご検討くださいますようお願い申し上げます。 （１）医療・介護上の理由により水道使用量が増える世帯への水道料金減免制度または助成制度を創設すること。 （２）制度創設までの間、個別事情に応じた柔軟な支援や配慮を行うこと。 （３）水道料金改定に当たっては、医療・介護を必要とする世帯への影響を十分に検討し、市民に分かりやすく説明すること。 この請願は、私たち夫婦だけのためではありません。これからの浜田市において、病気や障がい、介護を抱えながら暮らす多くの市民が、安心して生活できる環境づくりにつながることを願い、提出するものです。 何卒、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。 【理由】 私は浜田市に住む年金生活者です。 妻は多系統萎縮症を患っており、病気の進行により頻尿となり、医療・介護上の理由から日常的に多くの水を使用せざるを得ません。また、衛生管理や介護のためにも、水道の使用は生活に欠かすことができません。 その結果、水道料金は約 5,000 円から約 10,000 円へと増加し、年金生活の私たちにとって大きな負担となっています。				

浜田市上下水道部へ減免制度について相談しましたが、「制度がない」との回答でした。しかし、私たちのような世帯は、水を節約したくても、病気や介護のために使用量を減らすことができません。

以上のことから、本請願の提出に至る。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
123	下水道工事に伴う道路仮埋戻し（仮復旧）の施工品質向上及び安全確保についての検討を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
文教厚生委員会				

【事項】

浜田市内で実施されている下水道工事に伴う道路の仮埋戻し・仮復旧について、市民の安全な通行を確保するとともに、工事後の路面の凹凸、段差、沈下等による通行上の支障を可能な限り軽減するため、施工品質、施工管理、費用の積算及び工事完了後の維持管理等について検証し、必要な改善を図ることについて検討することを求めます。

【理由】

(1) 道路仮復旧の現状について

現在、浜田市内各地で下水道工事が行われています。下水道工事では、道路を掘削した後に埋め戻しを行い、その後、本舗装を行うまでの間、仮舗装等による仮復旧が行われます。一定期間、仮復旧の状態となることについては、工事の性質上、必要な場合があることは理解できます。一方で、工事後の道路において、著しい凹凸や段差、沈下等が発生すると、車両の通行時に大きな衝撃が生じるほか、二輪車や自転車、歩行者等にとっても安全上の問題となる可能性があります。また、車両が段差を通過する際の振動や騒音によって、周辺住民の生活環境に影響を及ぼすことも考えられます。

(2) 仮復旧であっても一定の施工品質が必要

下水道工事は比較的深い掘削を伴う場合があり、施工後に一定の沈下が発生する可能性があることは理解しています。しかし、仮復旧であることを理由として、路面の平坦性や安全性が大きく損なわれることは望ましい状態とはいえません。仮復旧から本復旧まで一定の期間を要するのであれば、その期間についても、市民が安全に道路を利用できるよう、一定の施工品質を確保することが必要です。そのため、現在の施工方法や施工管理の実態について検証し、必要に応じて改善することについて検討することが重要です。

(3) 埋戻し・転圧等の施工管理について

道路の掘削後に埋戻しを行う場合、埋戻し材料、施工方法、転圧の状況等によって、その後の沈

下や路面状態に影響が生じる可能性があります。そこで、

- ・埋戻し材料が適切であるか
- ・所定の転圧が適切に行われているか
- ・各工程における施工管理が適切に行われているか
- ・仮舗装の厚さや材料が適切であるか
- ・工事完了後の沈下等に対する確認が行われているか

などについて、改めて検証することが望めます。

既存の施工基準や検査制度がある場合についても、その基準が実際の現場において十分に機能しているかという観点から検証することが重要です。

(4) 施工費用・積算についても検証する必要性

仮復旧の施工品質を確保するためには、施工方法だけでなく、そのために必要となる費用についても適切に設定されていることが重要です。

例えば、仮舗装に必要な施工単価・舗装面積の算定方法・必要な転圧作業・材料費・現場管理費・安全確保に必要な経費などについて、実際の施工に必要な費用と現在の積算内容に乖離がないかを確認することが考えられます。適切な施工品質を確保するために必要な経費まで過度に抑制されていないかについても、検証することについて検討する必要があります。

(5) 本復旧までの安全確保

仮復旧はあくまで本復旧までの暫定的な状態であることから、本復旧までの期間に路面の沈下や段差等が発生した場合には、できるだけ早期に把握し、必要な対応を行うことが重要です。

そのため、

- ・工事箇所の定期的な確認
- ・市民からの通報・情報提供を受ける仕組み
- ・路面状態の確認
- ・必要に応じた補修
- ・特に危険性の高い箇所への迅速な対応

などについて、現在の管理体制を検証し、より迅速に対応できる仕組みについて検討することが望めます。

3. 具体的に検討を求める事項

以上を踏まえ、浜田市において次の事項について検討することを求めます。

① 仮埋戻し・仮復旧の施工品質の検証：下水道工事に伴う道路の仮埋戻し・仮復旧について、路面の凹凸、段差、沈下等が発生する原因を検証し、埋戻し方法、転圧、仮舗装の材料・厚さ等について、必要な改善を行うことについて検討すること。

② 仮復旧における品質基準・現場検査の検証：現在の仮復旧に関する施工基準や検査方法について、実際の路面状態や市民の通行安全が十分に確保されているかを検証し、必要に応じて平坦性等の品質確保及び現場検査のあり方を見直すことについて検討すること。

③ 仮復旧に必要な施工費用の検証：仮復旧に必要な材料費、施工費、転圧等の作業費、安全管理費その他必要な経費について、現在の積算基準が適切であるかを検証し、安全で適切な施工を確保するために必要な経費のあり方について検討すること。

④ 本復旧までの道路状態の確認体制：仮復旧から本復旧までの期間において、路面の沈下、凹凸、段差等を定期的に確認する方法について検討すること。

⑤ 段差・凹凸等への迅速な対応：仮復旧後に著しい段差や凹凸等が発生した場合、市民からの情報提供等も活用しながら、必要な補修や安全確保を迅速に行うことができる体制づくりについて検討すること。

⑥ 施工品質に関する検証結果の活用：仮復旧に関して発生した路面の沈下、段差、凹凸等について、発生状況や原因を蓄積・分析し、今後の下水道工事における施工方法や施工管理の改善につなげる仕組みについて検討すること。

4. まとめ

下水道設備は、市民生活に必要不可欠な重要な公共事業です。その一方で、工事に伴って道路を掘削する以上、工事期間中及び本復旧までの期間において、市民が安全かつ快適に道路を利用できるようにすることも重要です。仮復旧は一時的な措置であるとしても、その期間に著しい段差や凹凸が発生すれば、車両、二輪車、自転車、歩行者等の安全に影響する可能性があります。また、路面の状態が悪化すれば、車両の振動や騒音によって周辺住民の生活環境にも影響することが考えられます。したがって、単に「仮舗装だから仕方がない」とするのではなく、「仮復旧の期間であっても、市民が安全に通行できる品質をどのように確保するか」という観点から、施工方法、施工管理、積算、検査及び本復旧までの維持管理体制を総合的に検証することが重要です。以上の観点から、浜田市における下水道工事に伴う道路仮埋戻し・仮復旧について、施工品質の向上、安全確保、適正な施工費用及び本復旧までの管理体制について検証し、必要な改善を図ることについて検討することを求めます。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
124	市民への接触制限等に係る行政プロセスの客観的検証、および地方自治法に基づく議会の監視機能と請願審査義務の適切な履行を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷 公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
議会運営委員会				

【趣旨】

浜田市行政（執行部）が特定の市民に対し、客観的証拠の提示や適正手続き（デュ・プロセス）を経ることなく、主観的な職員の内部報告のみに基づいて「不当要求行為者」と認定し、接触禁止や警告書の送付といった制限措置（以下、「接触制限等」という）を行う事案が発生している。これに対し、市民の正当な権利（質問権、意見表明、表現 of 自由）の不当な侵害を防ぎ、行政プロセスの公正さを確保するため、議会に対して事実関係の客観的な検証と是正を求める請願（第 72 号・第 73 号）が提出された。しかしながら、先の審査において議会は、地方自治法が定める自らの監視機能や審査義務を誤解あるいは放棄する不合理な理由（「議会の範疇を超えている」「事実関係の判断が難しい」「司法に委ねるべき」等）を並べ、客観的証拠（録音データ等）の検証手続きすら拒絶した上でこれを否決した。

このような対応は、二代表制における「行政の監視機関」としての議会の存在意義を自ら否定するものであり、地方自治法が要請する請願審査義務の懈怠（不作為）にほかならない。

よって、議会が本来有する監視権限（地方自治法第 98 条等の検査権）を正しく行使し、行政プロセスの客観性を主体的に検証するとともに、法とルールに基づいた誠実な請願審査を適切に履行することを強く求める。

【請願事項】

1. 行政（執行部）が市民に対して行った「不当要求認定」および「接触制限等」について、その根拠とされた対応記録（録音データ、起案文書等）の客観的妥当性を、地方自治法第 98 条第 1 項に基づく「検査権（書類等の検閲）」を公式に行使して、議会として主体的に検証すること。
2. 今後の請願審査において、「司法に委ねるべき」「主張が異なり判断できない」等の「地方自治法の原則に反する理由」による審査・検証の回避をやめて、住民の代表機関として誠実にその適否を判断（意思決定）すること。

【理由】

前回の請願（第 72 号・第 73 号）審査における各議員の反対理由に対する詳細な検証

先の請願（第 72 号・第 73 号）の審査において、反対した各議員が主張した具体的な反対・否決理由は以下の通りである。

これらの理由は、地方自治法、請願の基本原則、および住民代表としての役割に照らし、著しく法解釈を誤っているか、論理的に破綻しており、議会としての「行政監視機能の放棄（懈怠・不作為）」にあたる。

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
125	議会事務局業務の DX・効率化についての検討を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷 公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
議会運営委員会				
【請願事項】 浜田市議会事務局について、現在行われている業務の必要性、業務量、費用対効果等を検証するとともに、AI・DX等の活用による業務効率化や業務の見直しについて検討することを求めます。 【理由】 浜田市においても、人口減少等に伴う職員不足への対応が重要な課題となっています。その中で、市役所全体だけでなく、議会事務局についても限られた人員を有効に活用する必要があります。これまで行われてきた業務についても、「本当に現在も必要なのか」「別の方法で効率化できないか」「AI やデジタル技術によって代替・簡素化できないか」「投入している人員や経費に見合う効果があるのか」という視点から定期的に検証することが重要です。 特に、生成 AI やデジタル技術は急速に進歩しており、文書作成、情報整理、議事録作成、資料作成等、議会事務局の業務を補助できる可能性があります。もちろん、AI には誤情報を生成する可能性があるため、人間による確認・判断を前提とする必要があります。しかし、AI を一律に排除するのではなく、人間が確認・判断することを前提として、活用可能な業務を検討することが重要です。 また、業務を効率化することは、単に人員を削減することを目的とするものではありません。限られた人員を、議会運営において本当に必要な業務、より高度な判断を必要とする業務、市民への情報提供など、より重要な業務に振り向けることが目的です。 そのため、議会事務局についても、業務の必要性、業務量、費用対効果を検証し、AI・DX等を活用した効率化や業務の見直しについて検討することを求めます。				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
126	請願の提出件数のみによる評価の見直し及び「声なき市民の声」を反映する議会審議のあり方についての検討を求める請願について	株式会社コムサグリ 浜田市相生町 3773-1	森谷 公昭	R8. 8. 14
付託委員会		審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日
議会運営委員会				

【請願事項】

浜田市議会における請願・陳情等の審査について、提出件数の多寡や提出方法等の形式だけではなく、提起された課題の内容、公益性、必要性及び市民生活への影響等を総合的に考慮して審議することについて検討することを求めます。

また、表立って意見を述べるのが難しい市民の意見や、個別の相談・要望等から見えてくる市民の課題を、適切に議会審議や政策形成につなげるための方法について検討することを求めます。

【理由】

(1) 請願は市民が議会に意思を伝える重要な手段

地方議会における請願は、市民が自らの意見や要望を議会に直接伝え、議会において審議を求めるための重要な制度です。市民の中には、行政や地域社会に対して問題や疑問を感じていても、
・人間関係への影響を心配する・地域での立場を考えてしまう・周囲からどのように見られるかを気にする・行政や議会に意見を述べることに抵抗を感じる・問題を指摘することでトラブルになることを避けたいなどの理由から、積極的に声を上げることができない人もいます。したがって、議会に届く意見だけをもって、市民全体の意見やニーズと判断することには一定の限界があります。

(2) 提出件数だけでは市民の意思を正確に判断できない

請願について、その提出件数が多いか少ないかということは、一つの参考情報にはなります。しかし、提出件数の多寡だけをもって、その問題の重要性や公益性を判断することには慎重であるべきです。例えば、一人の市民から提出された請願であっても、市民生活に広く関係する重要な問題である可能性があります。反対に、多数の署名や意見が集まった案件であっても、その内容については、公益性や実現可能性等を個別に検討する必要があります。したがって、「何件出されたのか」だけではなく、「何が問題となっているのか」を中心に審査することが重要です。

(3) 「声なき市民」の存在にも目を向ける必要性

行政や議会に対して積極的に意見を述べる市民だけではなく、普段は何も発言しないものの、実際には行政サービスや地域の課題について問題意識を持っている市民も存在します。こうした市民の意見は、通常のアンケートや公聴会、請願等だけでは十分に把握できない場合があります。そのため、議会としても、・市民から寄せられる個別相談・議員が日常の活動を通じて把握する意見・地域活動の中で出される課題・アンケート等による意見・請願・陳情等によって提起される問題・一般質問や政策提言を通じて明らかになる課題など、様々な情報を総合的に捉えることが重要です。

(4) 個人の声を公益的な政策課題へつなげる仕組み

一人の市民から寄せられた相談や意見であっても、その背景に同様の問題を抱えている市民が多数存在する場合があります。そのため、議会においては、単に「一人から出された意見だから」として扱うのではなく、「この問題は他の市民にも共通する課題ではないか」という観点から検討することも必要です。議員が市民との対話等を通じて把握した個別の課題について、一般質問、政策提言、委員会での調査等につなげることにより、個人の問題を市政全体の政策課題として検討することが可能となります。

(5) 請願の形式だけでなく内容を重視した審議

請願を審査する際には、提出者の人数、提出回数、提出形式等についても一定の確認が必要ですが、それらが議論の中心となり、請願そのものが提起している政策課題の検討が十分に行われないことがあってはなりません。請願の審査においては、・何が問題なのか・市民生活にどのような影響があるのか・公益性があるのか・行政として対応する必要があるのか・実現可能性はあるのか・他の自治体ではどのような対応をしているのかといった点を総合的に検討することが重要です。

3. 具体的に検討を求める事項

以上を踏まえ、浜田市議会において、次の事項について検討することを求めます。

- ① 請願の提出件数だけによる評価の見直し：請願の審査において、提出件数の多寡や提出形式のみをもって否定的な評価を行うのではなく、請願の内容、公益性、必要性及び市民生活への影響等を総合的に審議することについて検討すること。
- ② 少数意見や表面化しにくい意見の把握：公の場で意見を述べるのが難しい市民や、積極的に声を上げることのない市民の意見についても、可能な限り把握し、議会審議に反映させるための方法について検討すること。
- ③ 個別の市民意見を政策課題につなげる仕組み：議員が市民との日常的な対話や相談活動等を通じて把握した個別の意見について、公益性や市政への関連性を検討した上で、一般質問、委員会活動、政策提言等につなげる仕組みについて検討すること。
- ④ 多様な市民意見を総合的に判断する議会運営：請願・陳情、一般質問、市民からの相談、アンケート、地域活動等、様々な方法によって寄せられる市民の意見を総合的に捉え、市民ニーズをより適切に把握する議会運営のあり方について検討すること。

4. まとめ

議会の役割は、単に多くの声を聞くことだけではなく、表に出ている声と、表に出にくい声の双方を捉え、その中から市政全体に関わる課題を見いだしていくことにあります。請願についても、提出件数や形式だけに目を向けるのではなく、その請願が何を問題として提起しているのか、その問題が市民生活にどのような影響を及ぼすのか、公益性があるのかという本質的な部分を審議することが重要です。また、一人の市民から寄せられた意見であっても、その背景に同じ問題を抱える市民が存在する可能性があります。そうした個別の声を議員活動や一般質問、委員会活動、政策提言等につなげることで、これまで表面化していなかった市民の課題を市政の改善につなげることができます。

以上の観点から、浜田市議会において、請願の提出件数や形式だけによる評価を見直し、請願の内容と公益性を重視するとともに、表面化しにくい市民の意見を議会審議や政策形成につなげるための議会運営のあり方について検討することを求めます。

令和 8 年 9 月浜田市議会定例会議の会議予定について

令和8年9月定例会議日程(案)						
			期間	日程案	会場	開始時間等
8月	25日	(火)		議会運営委員会 議会広報広聴委員会	全員協議会室 第4委員会室	10時～ 13時30分～
	26日	(水)		一般質問説明用補助資料提出締切		【締切】14時
	27日	(木)				
	28日	(金)				
	29日	(土)				
	30日	(日)				
	31日	(月)				
9月	1日	(火)	1	開会 提案説明 全員協議会 総務委員会 文教厚生委員会 産業建設委員会	議場 全員協議会室 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後
	2日	(水)	2	一般質問	議場	10時～
	3日	(木)	3	一般質問	議場	10時～
	4日	(金)	4	一般質問 議案質疑通告締切	議場	10時～ 【締切】14時
	5日	(土)	5			
	6日	(日)	6			
	7日	(月)	7	一般質問	議場	10時～
	8日	(火)	8	議案質疑 予算決算委員会（閲覧資料要求決定） 議会運営委員会 議員定数等議会活性化特別委員会	議場 全員協議会室 第4委員会室 全員協議会室	10時～ 本会議終了後 予算決算委員会終了後 議会運営委員会終了後
	9日	(水)	9	総務委員会	全員協議会室	10時～
	10日	(木)	10	文教厚生委員会	全員協議会室	10時～
	11日	(金)	11	産業建設委員会	全員協議会室	10時～
	12日	(土)	12			
	13日	(日)	13			
	14日	(月)	14	予算決算委員会（9月補正審査）	全員協議会室	10時～
	15日	(火)	15	休会		
	16日	(水)	16	休会		
	17日	(木)	17	予算決算委員会（総務決算審査）	全員協議会室	10時～
	18日	(金)	18	予算決算委員会（文教厚生決算審査）	全員協議会室	10時～
	19日	(土)	19			
	20日	(日)	20			
	21日	(月)	21			
	22日	(火)	22			
	23日	(水)	23			
	24日	(木)	24	予算決算委員会（産業建設決算審査）	全員協議会室	10時～
	25日	(金)	25	予算決算委員会（予備）	全員協議会室	10時～
	26日	(土)	26			
	27日	(日)	27			
	28日	(月)	28	休会 討論通告期限		 【締切】14時
	29日	(火)	29	予算決算委員会（附帯意見協議） 全員協議会（議会評価意見書協議） 対抗討論通告期限	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 予算決算委員会終了後 【締切】14時
	30日	(水)	30	採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 全員協議会室 第4委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後

予算決算委員会 委員の皆様へ

議会事務局

予算決算委員会（令和7年度決算審査）に係る資料及び書式の配付について

以下のとおり資料及び書式を配付します。

1 「令和8年9月定例会議 予算決算委員会日程」

2 「決算審査に関する資料閲覧要求書」

- ・ 資料閲覧の要求があれば、内容を記載の上、**9月1日（火）午後2時まで（メールでの提出推奨）**に議会事務局へ提出してください。
- ・ 担当課が所有している既存資料の閲覧に限ります。決算審査に関係ない資料の閲覧を要求することや、新たに資料を作成するよう依頼することはできません。個人の秘密を害することになる事項に関する事務等については検査することができません。
- ・ 書式のデータはエクセルで作成しています。事業番号を入力すると自動で事業名が入力されます。本日メールで送ります。

3 「予算決算委員会質疑（決算審査）発言通告書」

- ・ 委員会当日、質疑を行いたい事項があれば、**9月11日（金）午後2時まで（メールでの提出推奨）**に議会事務局へ提出してください。
- ・ 書式のデータはエクセルで作成しています。事業番号を入力すると自動で事業名が入力されます。本日メールで送ります。

※上記の2つの書式について、事務作業効率化のため、データでの提出をお願いします。

4 「決算審査の参考資料」

- ・ 決算審査のねらい等をまとめているので、審査の参考にご一読ください。

令和8年9月定例会議 予算決算委員会日程

★令和7年度決算審査については事前通告制で所管委員会ごとの審査です。

★この日程はあくまでも予定です。変更になる場合もありますのでご承知おきください。

質疑通告数によっては午後5時以降も審査を続ける場合や、予備日（9月25日）を使用する場合があります。

月	日	曜日	議会日程	予算決算委員会関係の流れ
8月	25日	火	・議会運営委員会（決算資料配付） ・議会広報広聴委員会	資料閲覧要求書、発言通告書等を委員へメールで送信
	26日	水	・説明用補助資料〆切（午後2時）	
	27日	木		
	28日	金		
	29日	土		
	30日	日		
	31日	月		
9月	1日	火	・本会議 提案説明 ・全員協議会 ・3常任委員会	決算審査に係る資料閲覧要求〆切（午後2時）メール推奨 （全員協議会において議選監査委員による説明）
	2日	水	・一般質問	
	3日	木	・一般質問	
	4日	金	・一般質問 ・議案質疑通告〆切（午後2時）	
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月	・一般質問	
	8日	火	・本会議 議案質疑、委員会付託 ・予算決算委員会（委員のみ）	予算議案 ・決算議案の付託、検査検閲権の委任 閲覧要求資料の決定、今後の流れの確認 午後1時～午後2時：閲覧資料の搬入（第1委員会室） 午後3時～午後5時15分 資料閲覧
	9日	水	・総務委員会	午前8時30分～午後5時15分 資料閲覧
	10日	木	・文教厚生委員会	午前8時30分～午後5時15分 資料閲覧
	11日	金	・産業建設委員会	午前8時30分～午後5時15分 資料閲覧 決算審査に係る発言通告書〆切（午後2時）メール推奨
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	・予算決算委員会 （9月補正審査）	令和8年度9月補正予算の審査 午前8時30分～午後5時15分 資料閲覧
	15日	火		午前8時30分～11時：閲覧資料の搬出（第1委員会室）
	16日	水		
	17日	木	・予算決算委員会 （総務委員会関係）	昨年度の附帯決議に対する対応状況報告、質疑 令和7年度決算審査 委員会終了後、総務関係分の議員事務事業評価シートを提出
	18日	金	・予算決算委員会 （文教厚生委員会関係）	令和7年度決算審査 委員会終了後、文教厚生関係分の議員事務事業評価シートを提出
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月	敬老の日	
	22日	火		
	23日	水	秋分の日	
	24日	木	・予算決算委員会 （産業建設委員会関係）	令和7年度決算審査 委員会終了後、産業建設関係分の議員事務事業評価シートを提出 委員のまとめ、付託議案の採決、附帯意見[決議]の協議
	25日	金	・予算決算委員会 （予備日）	（審査日程が繰り延べになった場合、引き続き審査をし、審査終了後に委員のみで採決等を行う）
	26日	土		
	27日	日		
	28日	月	・討論通告期限（午後2時） ・予算決算委員会（委員のみ）	議会評価意見書〆切（午後2時） 附帯決議の協議・完成（協議結果による）
	29日	火	・全員協議会 ・対抗討論通告期限（午後2時）	全議員で事務事業評価「議会評価意見書」の協議・完成（議案とするかの協議）
	30日	水	・本会議 委員長報告、採決、散会 ・全員協議会 ・議会運営委員会	委員長報告 決算認定に対する附帯決議（協議結果による） 事務事業評価実施結果に係る議案の提案（協議結果による）

適宜3常任委員会を開催し、事務事業評価「議会評価意見書」を作成

【留意事項】

★開催場所は**全員協議会室**です。質疑者及び答弁者はマイクを通して発言してください。

★令和8年度9月補正予算の審査は通告制ではありませんが、令和7年度決算審査については事前通告制・所管委員会ごとの審査です。

決算審査の委員の発言順は、各常任委員会ごと、会計ごとの主要施策等実績報告書の整理番号順（同じ番号で通告者が複数いる場合は議席番号の若い順）とする予定です。

★**決算審査については、通告数によっては午後5時以降も審査を続ける（最大午後8時まで）場合や翌日に繰り延べる場合、予備日を使う場合がありますのでご注意ください。**

★9月8日（火）、9月29日（火）の予算決算委員会は委員のみで行います。（執行部の出席はなし）

※ 審査内容

9月	8日	火	予算決算委員会 (委員のみ)	閲覧要求資料の決定、審査日程の確認
	14日	月	予算決算委員会 (9月補正予算関係)	◎令和8年度9月補正審査
	17日	木	予算決算委員会 (総務委員会関係)	<u>◎昨年度の予算決算委員会の附帯決議に対する対応状況を担当部長から報告⇒委員からの質疑</u> ◎令和7年度決算審査 一般会計 駐車場事業特別会計
	18日	金	予算決算委員会 (文教厚生委員会関係)	◎令和7年度決算審査 一般会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 水道事業会計 工業用水道事業会計 下水道事業会計
	24日	木	予算決算委員会 (産業建設委員会関係)	◎令和7年度決算審査 一般会計 ◎採決、審査のまとめ（委員のみ）
	25日	金	予算決算委員会 (予備日)	（審査日程が繰り延べになった場合、引き続き審査をし、審査終了後に委員のみで採決等を行う）
	29日	火	予算決算委員会 (委員のみ)	◎附帯意見[決議]の協議・完成

提出〆切 9月1日（火）午後2時

令和 8 年 月 日

浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様

議席番号 番 氏名

決算審査に関する資料閲覧要求書

令和6年度決算審査に当たり、下記のとおり資料閲覧を求めます。

記

1. 閲覧日時：9月8日（火）午後3時 ～ 14日（月）午後5時15分まで
2. 閲覧場所：浜田市議会第1委員会室
3. 閲覧を求める資料

①事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資 料：
- ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
 - ☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 - ☐ 全部
 - ☐ 一部 [詳細：]
 - ☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 - ☐ []

②事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資 料：
- ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
 - ☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 - ☐ 全部
 - ☐ 一部 [詳細：]
 - ☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 - ☐ []

③事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資 料：
- ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
 - ☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 - ☐ 全部
 - ☐ 一部 [詳細：]
 - ☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 - ☐ []

④事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 ☐ 全部
 ☐ 一部 [詳細：]
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

⑤事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 ☐ 全部
 ☐ 一部 [詳細：]
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

⑥事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 ☐ 全部
 ☐ 一部 [詳細：]
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

⑦事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 ☐ 全部
 ☐ 一部 [詳細：]
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

⑧事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 ☐ 全部
 ☐ 一部 [詳細：]
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

提出〆切 9月1日（火）午後2時

令和8年8月28日

浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様

議席番号 99 番 氏名 ○○○○

決算審査に関する資料閲覧要求書

令和6年度決算審査に当たり、下記のとおり資料閲覧を求めます。

記

1. 閲覧日時：9月8日（火）午後3時 ～ 14日（月）午後5時15分まで
2. 閲覧場所：浜田市議会第1委員会室
3. 閲覧を求める資料

①事業名：実績報告書 p 115 No. 85 介護予防・日常生活支援総合事業

資料：☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部
☐ 一部 [詳細：]

☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

☒ [契約に至るまでの詳細が分かる仕様書等資料]

後で追加請求のないよう、
閲覧したい資料の詳細を
記入してください。

②事業名：実績報告書 p 123 No. 99 出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定事業

資料：☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☒ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部

☒ 一部 [詳細： ○○業務に係る書類]

☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

☒ [××の経費内訳が分かる書類]

③事業名：実績報告書 p No. #N/A

資料：☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
☐ 全部
☐ 一部 [詳細：]

☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

☐ []

④事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 ☐ 全部
 ☐ 一部 [詳細：]
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

⑤事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 ☐ 全部
 ☐ 一部 [詳細：]
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

⑥事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 ☐ 全部
 ☐ 一部 [詳細：]
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

⑦事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 ☐ 全部
 ☐ 一部 [詳細：]
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

⑧事業名：実績報告書 p No. #N/A

- 資料： ☐ 契約書及びそれに係る添付書類
☐ 契約に基づく事業実績が分かる書類
 ☐ 全部
 ☐ 一部 [詳細：]
☐ 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
☐ []

通告期限
 9月11日（金）午後2時

NO.
 令和 8 年 月 日
 時 分 受領

予算決算委員会 (決算審査) 質疑発言通告書

議員名：

記入の方法

通告内容は所管委員会別に内容を具体的に記載してください。
 関連資料、書類名及びそのページも記載してください。

令和 7 年度決算									
総務 委員会関係 質疑項目	①	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
	②	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
	③	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
文教厚生 委員会関係 質疑項目	①	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
	②	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
	③	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
産業建設 委員会関係 質疑項目	①	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
	②	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
	③	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
監査委員 への質疑	④	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
	⑤	#N/A	について	主要施策等実績報告書	NO.		P.		
令和 8 年 月 日									
番 氏 名									
浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様									

通告期限 9月11日（金）午後2時

《記載例》

令和 8 年 月 日

NO.
 事務局
 記入箇所
 日 受領

予算決算委員会（決算審査）質疑発言通告書

議員

記入の方法

通告内容は所管委員会別に内容を具体的に記載してください。
連資料、書類名及びそのページも記載してください。

○望ましい記載例

令和7年度決算

総務 委員会関係 質疑項目	① 文化振興事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 287	P. 174
	・スクールコンサート補助金の内容	・自動入力			
	② はまだ暮らし応援事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 39	P. 44
	・インターンシップ事業の経費内訳、得られた効果				
	③ まちづくり総合交付金事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 36	P. 43
	・課題解決特別事業の活用事例、活用の状況				
	・制度改正検討委員会の検証状況				
	④	について		NO.	P.
	⑤	について			

・関連資料名と
ページを記入し
てください。

×分かりにくい記載例

文教厚生 委員会関係 質疑項目	①	について		NO.	P.
	② 放課後児童クラブ設置事業	について	主要施策等実績報告書	NO. 79	P. 64
	③ 歳入	について	一般会計・特別会計決算書	NO.	P. 39-40
	④			NO.	P.
	⑤	について		NO.	P.

× 事業名のみ、具体的な内容の記載がないもの
× 大まかすぎてポイントが分からないもの

産業建設 委員会関係 質疑項目	①	について		NO.	P.
	②				P.
	③				P.
	④				P.
	⑤				P.

・所管委員会別に記載してください。
・事業番号を入力すると事業名が自動的に出てきます。
・事業名の下段の〔 〕には、質問の具体的内容を記載してください。
・何の数字について聞きたいのか、ポイントを押さえて記載してください。
・1つの事業が複数の課・支所にわたるときは、どの項目についてなのか
明確にしてください。

発言通告書を提出した後に質疑不要となった場合は、通告の取下げが
できます。担当書記に申し出てください。

監査委員
への質疑

令和 8 年 月 日

番 氏 名

浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様

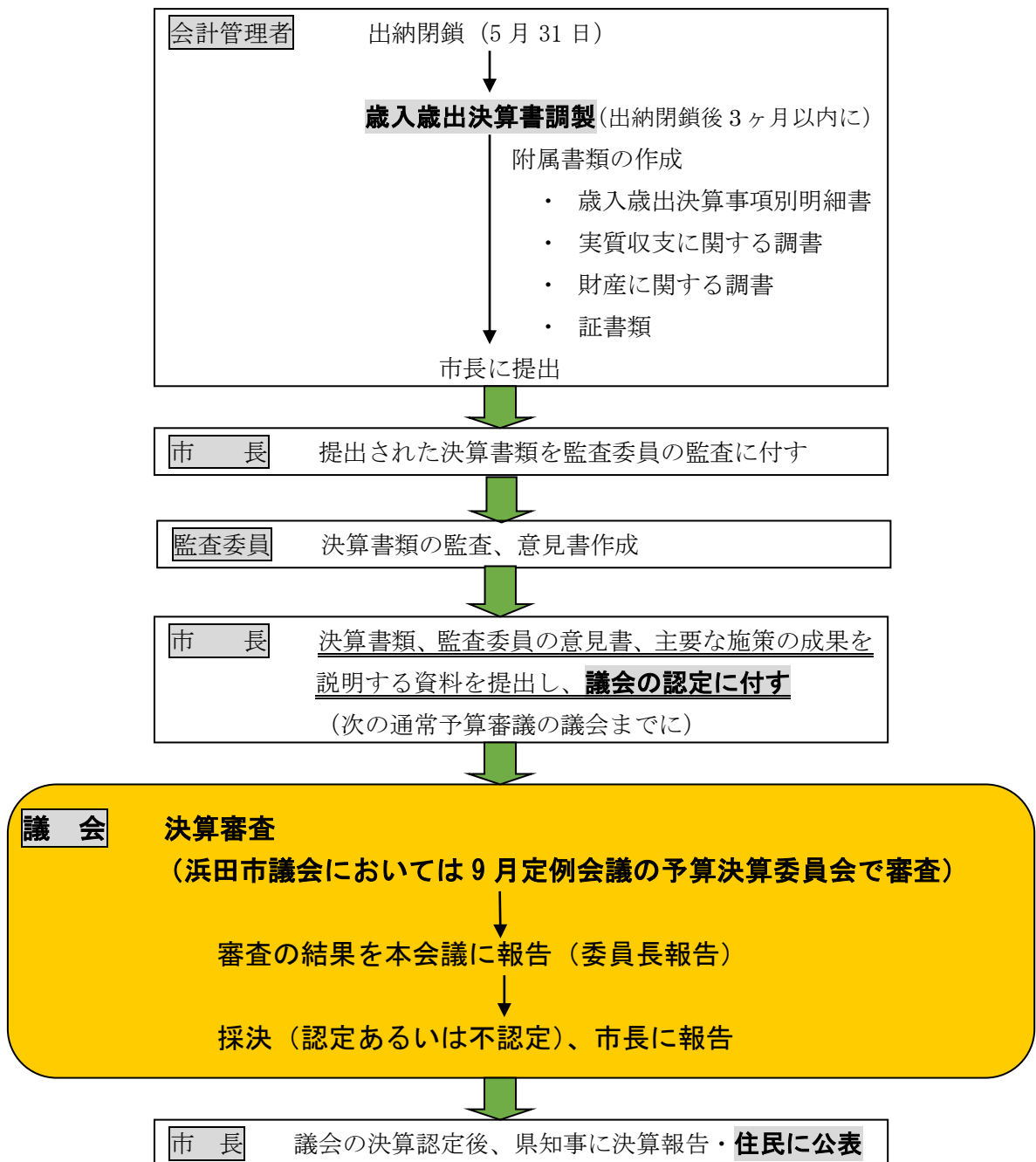
決算審査の参考資料

1. 決算認定について



決算認定とは、議会が一会計年度の歳入歳出予算の執行実績である決算について、その内容を審査した上で、収入・支出が適法かつ正当に行われたかどうかを確認することをいう。（地方自治法 96 条 議決事件の一つ）

* 決算の調製から認定、公表までの流れ （地方自治法 233 条参照）



★ 決算審査のねらい

予算審議により予算を確定させたのは議会



その責任と権限に基づいて、予算がその後どのように執行され成果をあげたかを検証・確認し、次年度の予算編成や事業執行に役立てる。

★ 着眼点

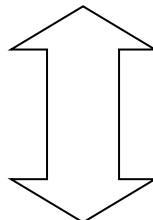
議会自体の立場から、監査委員とは別個の考え方にたって審議する。

監査委員の審査における着眼点

- * 市長の予算執行が法令や規則に従って公正、適法、能率的に行われたか？
- * 計算に間違いがないか？
- * 実際の収支が支出命令等に符合しているか？



- ・ 財務管理または事業の経営管理に専門的な知識をもつ第三者の立場
- ・ 会計的な数字を基礎にして帳簿と証書類を照合するなど克明に検討し確認



監査委員と議会とでは、決算審査の着眼点が異なる

議会の審査における着眼点

- * 予算が適正に、合理的に執行されているか？
- * 事業計画はうまく進んでいるのか？
- * 議会の意思は尊重されたか？
- * 住民福祉の成果はどうか？
- * 最小限の費用で最大限の効果を挙げているのか？
- * 財政運営の健全化は保たれているのか？



- ・ 監査委員の決算審査意見書を踏まえ、議決した予算の執行の効果を大局的に審査
- ・ 行政、財政の計画及びその運営から事業執行による効果に至るまで、行政の全体を捉え、掘り下げる

★ 審査する点【具体例】

- ① 歳入は予算に計上されたとおり確保されたかどうか。
また調定額の何パーセント収入ができたか。
- ② 歳出は予算に計上したとおり執行されたかどうか。
- ③ 歳入の減少に伴い、歳出の執行をどう按配したか。
- ④ 予算の執行に当たり、期待した行政効果を収めることが
できたかどうか、行政効果との比較。
- ⑤ 予算執行の結果として、財政の構造はどう変わったか。



■ 歳入について

- ① 歳入の確保ができたかどうか。
 - ・ 税収入は予定どおりの確保か、また収入未済額の原因、その処置はどうか。
 - ・ 不納欠損、滞納繰越額の原因とその処理及び前年度との比較
 - ・ 過誤納金の還付は適切に行われているかどうか。
 - ・ その他の歳入確保のために適切な措置が講ぜられたかどうか。など
- ② 債権の放棄が、適切妥当に行われたかどうか。
- ③ 予算に計上した額を超えた収入があればその理由。

■ 歳出について

- ① 予算の超過又は予算外の支出はないか。
- ② 費目及び予備費の流用が不当に行われなかったかどうか、交際費、食糧費、旅費等
予算超過の支出はないかどうか。
- ③ 法令、規則に違反した、また事実と相違した支出その他違法不当な支出がなされて
いないかどうか。
- ④ 予算に比べ、不用額の多い理由、予算不用の見通しが正しかったか、誤っていたか。
- ⑤ 予定した歳入の減少に対し、歳出の執行をどう措置したか。
- ⑥ 財源を無視して支出する等、予算執行上、傲慢な点はないか。

■ 行政効果について

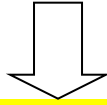
- ① 行政の執行が、予算で見込んだとおりの効果をあげられたか、
あげられないとすればその欠陥の所在と是正策はどうしたか。
- ② 工事が計画どおり完成したか、設計変更の理由とその効果の比較。
- ③ 今後の行政の重点はどこにおかれるべきか。



2. 審査の結果について

決算は議会の議決で認定するので不認定もあり得るが、不認定とした場合でも、すでに支出した金額に異動を生じたり支出の効果がなくなったりするものではない。

大部分認定だが、一部に違法な部分や不適切な部分があった場合

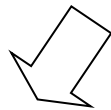


議会の意見をつけて決算を認定することができる

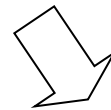
(附帯決議をつけ、長に対して警告する)

* 不認定にした場合、附帯決議をつけることはできない

- ・ 違法と認める事項……違法な予算執行である場合
- ・ 不当と認める事項……妥当な予算執行でない場合
- ・ 特に留意すべき事項……違法性等はないが次年度の予算編成に反映すべき点等、指摘事項がある場合
- ・ 監査委員の審査意見に対する意見……審査意見に対する委員会の意見がある場合
- ・ その他……上記以外に付すべき意見がある場合



**長は次年度の予算
編成と財政運営に
生かす**



**議会は予算審議と
財政運営の批判・指
導に役立てる**

参考著書： 地方議会運営事典 地方議会運営研究会編集（ぎょうせい）
最新 詳解議員提要 中島正郎著（ぎょうせい）
地方自治法関係実務事典 地方自治関係実務研究会編著（第一法規）
議会運営の実際 10、18 地方議会研究会編著（自治日報社）
議員必携 全国町村議会議長会編（学陽書房）
決算の見方・つくり方 決算実務研究会編著（学陽書房）
地方議会人 全国市議会議長会・全国町村議会議長会共同編集

決算質疑における留意点



★予算決算委員会における質疑の改善点

- ① 疑義をただす場であるのに、答弁を必要としない質疑は自分の意見の開陳であるだけであり、質疑として不適當であること
- ② 款や項の予算金額における疑義に対する質疑が非常に少なく、事業についての内容の説明を聞く質疑になってしまっていること → 質疑のきっかけにすることはいいがそれだけでは不足
- ③ スクラップ&ビルドを踏まえ予算に即して優先順位をつけるかたちでの質疑が少なく、現状肯定であること
- ④ ほかの市町村の状況を執行部に聞くより、自分で調べる必要あり
- ⑤ 決算における審議・審査に全く触れていないこと
- ⑥ 実際に必要である金額について、他市町村を参考に算出していないため、執行機関の答弁に反論ができていない
- ⑦ 論拠や証拠のない質疑
- ⑧ 住民からの意見・要望をただ伝えるだけの質疑



★決算審議にあたっての着眼点

歳入

- ① 予算で見込んだ収入額は適當だったか。
- ② 税収入は予定通りあがったかどうか。
- ③ 収入未済額はなぜ生じたか。
- ④ 予算に計上した額を超えた収入、又は予定しなかった収入があった場合、それはどうして入ってきたか。
- ⑤ 補助金等は予定通り入ったか。減収があったとすればその理由は何か。
- ⑥ 会計相互間で繰出、繰入は計画とおりに行われたか。計画とおりに行われなかったとすればその理由は何か。
- ⑦ 財産、物件の売り収入は予定通り収入できたか。減収があった場合、その理由は何か。
- ⑧ 起債は予算に計上したように借り入れできたか。できなかったとすればどのような事情によるか。



歳 出

- ① 費目の流用が不当に行われなかったか。予算超過の支出はないか。
- ② 法令に違反した支出が行われてないか。
- ③ 予算額に比べて支出の執行はどうか。
- ④ 多額の不用額が生じた場合その理由は何か。
- ⑤ 予備費の使用が不当に行われなかったか。
- ⑥ 予定した収入が減収となり財源不足が生じた場合、歳出の執行をどう処理したか。
- ⑦ 行政執行が予算で見込んだとおりの効果をあげることができたか。

(株) 地方議会総合研究所 廣瀬 和彦 氏

「効果的な予算・決算の審議手法を考える」研修会資料より

◆令和 8 年 9 月定例会議に向けての決定事項等（まとめ）

（6 月定例会議での問題点や課題等の検討を受けて）

1. 一般質問について

① 通告書の取り扱い

- ・ 提出した通告書は飛ばさずに全て読むこと。通告書提出後の正副議長等による内容チェックの際に、必要に応じて議長から議員に修正依頼を行う。

② 質問のあり方

- ・ 単に聞くだけの質問は避け、論戦となるような質問展開を行う。

③ 前振りの短縮

- ・ 質問に入る前の発言（前振り）は短めにする。

【申し合わせ事項】

4 質問の通告書は、質問の標題(大・中項目)だけでなく要旨(小項目)を具体的に記載し、同時に提出することとする。

なお、**市政上の論点及び争点をより明確にし、建設的かつ実質的な論戦が展開されるよう、通告する小項目数は、全体で 30 項目以内**とすることとする。

5 個人一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、次の 4 点については質問を差し控えることを前提に、所管の委員会に関する質問の制限は行わないこととする。

- ① **質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの。**
- ② 議案審議の段階でただせるもの。
- ③ 制度の内容説明を求めるもの。
- ④ 特定の地区の道路改修などを要望するもの。

2. 議案質疑について

① 従来のルール of 徹底

【申し合わせ事項】

2 議案に対する質疑は、議案の範囲を超えてはならない。また、一般質問とは異なり、**自己の意見を述べてはならない。**

3 質疑は一問一答とし、同一議案で複数の質疑があるときは(1)、(2)、(3)のように質疑事項(要旨)を通告する。また、質疑事項(要旨)ごとの質疑回数は 3 回までとする。なお、再質問は答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項(要旨)に入れることとする。

4 委員会付託を予定されている**所管委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。**

5 予算及び決算議案に対する質疑については、議長を除く全議員が予算決算委員であるため、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で行い、詳細な質疑は予算決算委員会で行う。

6 上記 4 及び 5 における**「市長等の考えや方針を質す場合」**の判断は、議長が行う。

3. 委員会審査について

①補正予算における事前通告制の導入

【各会派からの意見】

- ・ 浜風の郷：○
- ・ 創政クラブ：必要なし
- ・ 市民クラブ：導入に賛成
- ・ 公明クラブ：どちらでも良い

4. 請願・陳情について

◆請願に関する規定（請願・陳情等取扱要綱）への追加等について

① 議員の請願提出の自粛に合わせ、議員が法人代表等の場合も同様に自粛する内容を追加するかの是非

【各会派からの意見】

- ・ 浜風の郷：○
- ・ 創政クラブ：議員の自粛に合わせ、法人代表者が同一の場合、自粛すべき
- ・ 市民クラブ：法人も「自粛」とするよう取扱要領に追加する。
- ・ 公明クラブ：追加する

② 請願の紹介議員を2名以上とする規定変更の是非

【各会派からの意見】

- ・ 浜風の郷：×
- ・ 創政クラブ：紹介議員を2名以上とすることも検討の価値あり
- ・ 市民クラブ：紹介議員の人数については、「2名以上のルール化は好ましくない」との議長会の考えを受け入れる
- ・ 公明クラブ：変更するのは良いが正当性がどうなのか？

③ すでに行っている場合は「採択」でもよいが、それ以上のことがついている場合は「不採択」とする場合があることの徹底

→請願・陳情の審査基準にある「予算措置、条例改正等により、すでに願意が達成されたもの又は現在対応過程にあるもの」の解釈

【各会派からの意見】

- ・ 浜風の郷：○
- ・ 創政クラブ：議会活性化特別委員会の議論を基本に現状維持で良い
- ・ 市民クラブ：審査基準の「『すでに願意が達成されたもの又は現在対応過程にあるもの』の解釈について、『不採択』とする場合があることを徹底する」ことに賛成
- ・ 公明クラブ：徹底する

5. その他

①LINE WORKS の運用について

- ・ 重要な連絡事項等の見落防止のため、全議員トークルームは、議会事務局からの連絡や情報提供等に限定する。**(申し合わせ事項に追加：別途あり)**

請願者等に対する趣旨確認の機会について（試行実施のまとめ）

1. 目的

請願又は陳情（以下「請願等」という。）の審査に当たり、提出文書のみでは趣旨や願意の確認（以下「趣旨確認」という。）が十分できない場合に、委員会の判断により、請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）に対する趣旨確認の機会を設けることで、請願等の内容をよりの確に把握し、委員会審査の充実を図る。

2. 運用上の考え方

- (1) 請願者等に自由な意見表明の場を設けることを目的とするものではなく、委員会が請願等の趣旨及び願意を正確に把握するために実施するもの。
- (2) 趣旨確認を行うかどうかは、委員会が個別に判断する。
- (3) 趣旨確認の内容は、委員が確認を必要とする事項とし、委員は、請願者等に質疑を行うことができる。
- (4) 請願者等は新たな主張や要望を行ったり、委員又は執行部に対して質疑を行ったりすることはできない。
- (5) 参考人制度とは異なる取扱いとし、費用弁償は行わない。

3. 趣旨確認の手続・委員会審査時の流れ

- (1) 定例会議初日の付託先委員会で、請願者等への趣旨確認が必要かどうかを決定する。
- (2) 委員会で必要と決定した場合、請願者等に「（仮）請願者等に対する趣旨確認出席依頼書」を送付し、出席の可否を伺う。
- (3) 委員会審査当日

※請願又は陳情審査の議題の冒頭に行う

- ①委員長が請願者等に出席依頼の理由を説明
- ②委員長から確認事項を提示
- ③委員から質疑
- ④請願者等が回答

【以下はこれまでどおり】

- ⑤必要があれば、委員から執行部への確認
- ⑥執行部が答弁

4. 8月10日の議会運営委員会で決定した事項

- (1) 9月定例会議で執行実施した結果を踏まえ、運用について「浜田市議会請願・陳情等取扱要綱」に規定する。
- (2) 請願者等への依頼書は次ページのとおり。
- (3) 趣旨確認を行う際に請願者等から議員へ説明資料の配布希望があった場合は、事前配布の場合のみ了承することとする。（依頼文に明記）
- (4) 請願者等からの説明時間や実施時期、運営等は、各委員会・委員長の判断とする。

請願の要請依頼書案(委員長→議長)

令和 年 月 日

浜田市議会議長 様

〇〇〇〇委員会
委員長

請願における趣旨等確認に関する委員会出席要請依頼書

本委員会は、次のとおり請願者から趣旨等を確認したいので、出席を求めるよう依頼します。

記

- 1 日 時 令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇時～〇〇時
- 2 場 所 浜田市役所 5階 〇〇〇〇室
- 3 案 件 請願第〇〇号 〇〇〇〇について
- 4 確認を求める内容
 - (1) 〇〇〇〇について
 - (2) 〇〇〇〇について
- 5 請願者の氏名
〇〇〇〇

請願の要請依頼書案(議長→請願者)

議 第 号
令和 年 月 日

(請願者) 様

浜田市議会議長 ○ ○ ○ ○



請願における趣旨等確認に関する委員会出席要請書

浜田市議会○○○○委員会において、下記の事項について趣旨等をお伺いしたいので、次のとおりご出席いただきますようお願いします。

なお、ご出席の際は、当日本状を持お持ちいただきますようお願いします。

記

1. 日 時 令和○○年○月○日 (○) ○時○分～○時○分

2. 場 所 浜田市役所 5階 ○○○○室

3. 確認を求める事項

令和○○年○月○日に浜田市議会へ提出のあった「請願：○○○○について」請願の趣旨等について、下記の事項を中心に確認させていただきたい。

- (1) ○○○○について
- (2) ○○○○について

締切日は委員会の3日前
の日を記載

4. その他

確認を求める内容の説明にあたり、資料配布を希望される場合は、事前に議会事務局へ提出をお願いします。

- ・提出締切 令和 年 月 日 () 14時
- ・議会事務局メールアドレス gikai@city.hamada.lg.jp

注意事項

- (1) 自由な意見表明の場を設けることを目的とするものではなく、委員会が請願の趣旨及び願意を正確に把握するために実施するものです。
- (2) 新たな主張や要望を行ったり、委員又は執行部に対して質疑を行ったりすることはできません。
- (3) 参考人制度とは異なる取扱いのため、費用弁償はありません。

浜田市議会議長 澁谷 幹 雄 様

〇〇〇〇委員会
委員長

陳情における趣旨等確認に関する委員会出席要請依頼書

本委員会は、次のとおり陳情者から趣旨等を確認したいので、出席を求めるよう依頼します。

記

- 1 日 時 令和〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇時～〇〇時
- 2 場 所 浜田市役所 5階 〇〇〇〇室
- 3 案 件 陳情第〇〇号 〇〇〇〇について
- 4 確認を求める内容
 - (1) 〇〇〇〇について
 - (2) 〇〇〇〇について
- 5 陳情者の氏名
〇〇〇〇

(陳情者) 様

浜田市議会議長 ○ ○ ○ ○



陳情における趣旨等確認に関する委員会出席要請書

浜田市議会○○○○委員会において、下記の事項について趣旨等をお伺いしたいので、次のとおりご出席いただきますようお願いします。

なお、ご出席の際は、当日本状をお持ちいただきますようお願いします。

記

1. 日 時 令和○○年○月○日 (○) ○時○分～○時○分

2. 場 所 浜田市役所 5階 ○○○○室

3. 確認を求める事項

令和○○年○月○日に浜田市議会へ提出のあった「陳情：○○○○について」陳情の趣旨等について、下記の事項を中心に確認させていただきたい。

(1) ○○○○について

(2) ○○○○について

締切日は委員会の3日前
の日を記載

4. その他

確認を求める内容の説明にあたり、資料配布を希望される場合は、事前に議会事務局へ提出をお願いします。

・提出締切 令和 年 月 日 () 14時

・議会事務局メールアドレス gikai@city.hamada.lg.jp

注意事項

- (1) 自由な意見表明の場を設けることを目的とするものではなく、委員会が陳情の趣旨及び願意を正確に把握するために実施するものです。
- (2) 新たな主張や要望を行ったり、委員又は執行部に対して質疑を行ったりすることはできません。
- (3) 参考人制度とは異なる取扱いのため、費用弁償はありません。

浜田市議会請願・陳情等取扱要綱新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現行	改正後（案）
（結果報告等） 第 7 条 〔略〕 2 議長は、採択又は一部採択 _____と決定した請願のうち、関係機関への通知が必要と認めるものは、その旨を通知するものとする。	（結果報告等） 第 7 条 〔略〕 2 議長は、採択（一部採択を含む。次条、第 8 条及び第 15 条において同じ。）と決定した請願のうち、関係機関への通知が必要と認めるものは、その旨を通知するものとする。
〔新設〕	（採択と決定した請願の対応） 第 7 条の 2 議長は、前条第 2 項の規定による通知を市長等に行うときは、当該請願の内容に係る処理の経過及び結果の報告を、次の定例会議までに文書により行うよう求めるものとする。 2 議長は、市長等から前項の報告（以下「進捗状況報告」という。）があったときは、速やかにこれを全議員に共有するものとする。 3 所管する委員会は、前項の規定により進捗状況報告が共有されたときは、その内容を踏まえ、継続して所管事務調査等を実施する必要があるか協議し、その対応を判断するものとする。 4 議長は、進捗状況報告の内容、前項の委員会の対応等を進捗管理表にまとめ、市議会ホームページに掲載することにより公表するものとする。
（採択と決定した請願の対応） 第 8 条 採択と決定した請願は、所管する委員会において、必要に応じて所管事務調査等を実施し、その対応を協議するものとする。 2 意見書の提出を求める請願が採択と決定したときは、当該意見書の提出について直ちに日程に追加し、議題とするものとする。 3 前項の意見書の調整は、所管する委員会において行い、当該委員会の委員長が当該意見書に係る議案の提案説明を行うものとする。	（意見書の提出を求める請願の対応） 第 8 条 _____ _____意見書の提出を求める請願が採択と決定したときは、当該意見書の提出について直ちに日程に追加し、議題とするものとする。 2 前項の意見書の調整は、所管する委員会において行い、当該委員会の委員長が当該意見書に係る議案の提案説明を行うものとする。

現行	改正後（案）
（採択と決定した陳情の対応） 第 15 条 第 8 条第 1 項 の規定は、採択と決定した陳情の対応について準用する。	（採択と決定した陳情の対応） 第 15 条 第 7 条の 2 _____の規定は、採択と決定した陳情の対応について準用する。

浜田市議会請願・陳情等取扱要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 請願の取扱い（第 2 条―第 8 条）
- 第 3 章 陳情の取扱い（第 9 条―第 15 条）
- 第 4 章 要望の取扱い（第 16 条）
- 第 5 章 審査基準（第 17 条）
- 第 6 章 雑則（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、浜田市議会に提出する請願及び陳情の取扱いに関し、浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）及び浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 請願の取扱い

（請願の提出等）

第 2 条 請願の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局への持参による提出
- (2) 郵送による提出
- (3) しまね電子申請サービスを利用したオンラインによる提出

2 請願書には、会議規則第 85 条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、請願の件名を記載するものとし、前項第 1 号及び第 2 号に規定する提出は、請願書（様式第 1 号）及び請願書・陳情書提出時の確認事項（様式第 2 号）により行うものとする。

3 議員は、請願の提出を自粛するものとする。

（紹介議員）

第 3 条 請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）は 1 人以上とし、人数制限を設けない。

2 議長及び副議長並びに付託先となる委員会の委員長及び副委員長は、請願の紹介議員にならないこととする。

（請願文書表）

第 4 条 会議規則第 86 条第 1 項に規定する請願文書表には、同条第 2 項に

定めるもののほか、請願の件名を記載するものとし、請願文書表（様式第 3 号）によるものとする。

- 2 当該請願文書表は、公開するものとする。

（請願の審査）

第 5 条 請願は、定例会議（浜田市議会の会期等に関する条例（平成 30 年浜田市条例第 34 号）第 2 条に定める定例日を初日として開く会議をいう。以下同じ。）の初日の 1 週間前に定期的に行う議会運営委員会開催日の 7 日前（市の休日を除く。）の午後 2 時までに受理したものを当該定例会議で取り扱うものとし、その後に提出された請願は、その次の定例会議において取り扱うものとする。

- 2 請願は、本会議においては紹介議員及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）への請願の質疑を行わず、委員会に付託するものとする。

- 3 議案に関連する請願は、その議案が可決又は否決されたときは、議決不要とし、みなし採択又はみなし不採択とすることができる。

- 4 定例会議その他の会議ごとの議事日程に係る期間中において、すでに議決した請願と同一の内容の請願については、議決不要とし、みなし採択又はみなし不採択とすることができる。

（請願書の公開）

第 6 条 請願書は、委員会での審査の際にその写しを傍聴者、報道機関等に配布するとともに、市議会ホームページに掲載することにより公開するものとする。ただし、当該請願書に署名一覧が付随しているときは、個人情報保護の観点からこれを公開せず、委員会での審査の際の資料に署名総数を記載するものとする。

- 2 前項本文の規定による公開に当たっては、請願者が住所、氏名、印影又は電話番号の公開を承諾しないときは、これらを掲載しないものとする。

- 3 請願書に添付された資料は、議員のみに配布するものとし、これを公開しないものとする。ただし、請願の審査のため議長が必要と認めるときは、市長等に配布するものとする。

（結果報告等）

第 7 条 議長は、議会において採択と決定した請願にあつてはその処理について、一部採択又は不採択と決定した請願にあつてはその理由を付して、請願者に郵送又は電子メールにより通知するものとする。

- 2 議長は、採択（一部採択を含む。次条、第 8 条及び第 15 条において同じ。）と決定した請願のうち、関係機関への通知が必要と認めるものは、そ

の旨を通知するものとする。

（採択と決定した請願の対応）

第 7 条の 2 議長は、前条第 2 項の規定による通知を市長等に行うときは、当該請願の内容に係る処理の経過及び結果の報告を、次の定例会議までに文書により行うよう求めるものとする。

2 議長は、市長等から前項の報告（以下「進捗状況報告」という。）があったときは、速やかにこれを全議員に共有するものとする。

3 所管する委員会は、前項の規定により進捗状況報告が共有されたときは、その内容を踏まえ、継続して所管事務調査等を実施する必要があるか協議し、その対応を判断するものとする。

4 議長は、進捗状況報告の内容、前項の委員会の対応等を進捗管理表にまとめ、市議会ホームページに掲載することにより公表するものとする。

（意見書の提出を求める請願の対応）

第 8 条 意見書の提出を求める請願が採択と決定したときは、当該意見書の提出について直ちに日程に追加し、議題とするものとする。

2 前項の意見書の調整は、所管する委員会において行い、当該委員会の委員長が当該意見書に係る議案の提案説明を行うものとする。

第 3 章 陳情の取扱い

（陳情の提出等）

第 9 条 第 2 条の規定は、陳情の提出等について準用する。この場合において、同条第 2 項中「請願書（様式第 1 号）」とあるのは、「陳情書（様式第 4 号）」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、陳情者が議員である陳情の提出があったときは、議長預かり（委員会への付託及び審査並びに議会での審議を行わず、受付のみすることをいう。以下同じ。）とする。

（陳情の取扱い）

第 10 条 提出のあった陳情は、議長及び副議長並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長において、浜田市議会陳情書取扱基準（別表第 1。以下「陳情書取扱基準」という。）に掲げる事項のいずれかに該当する内容が含まれていないか確認し、付託先等の取扱いを決定するものとする。

2 議長は、前項の規定による確認の結果、陳情書取扱基準に掲げる事項のいずれかに該当する内容が含まれていると認めるときは、当該陳情の審査を行わないものとし、全議員にその写しを配付するとともに、その旨を陳情者に通知するものとする。

3 会議規則第 91 条の規定により請願書の例により処理するものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 直接議長に提出され、受理したもの

(2) 紹介議員の氏名が記載されているもの

(3) 市内に住所を有する者又は団体等から提出されたものであって、市が処理する権限を有する内容であるもの

4 意見書の提出を求める陳情は、議長預かりとし、請願による提出を依頼するものとする。

(陳情の審査)

第 11 条 第 5 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、陳情の審査について準用する。

2 前項に定めるもののほか、陳情の審査は、原則として本会議に諮らず、議長が全員協議会において所管する委員会に付託し、これを行うものとする。

(陳情書の公開)

第 12 条 第 6 条の規定は、陳情書の公開について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条第 2 項及び第 10 条第 4 項の規定により議長預かりとする陳情並びに同条第 2 項の規定により審査を行わない陳情は、公開しない。

(陳情の撤回)

第 13 条 陳情者は、陳情を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。

(結果報告等)

第 14 条 審査又は処理が終了した陳情は、定例会議その他の会議の最終日の全員協議会において、その結果を報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、第 7 条の規定は、陳情の結果報告等について準用する。

(採択と決定した陳情の対応)

第 15 条 第 7 条の 2 の規定は、採択と決定した陳情の対応について準用する。

第 4 章 要望の取扱い

(要望の取扱い)

第 16 条 要望書は、所管する委員会において委員にその写しを配付することにより、これを処理するものとする。この場合において、傍聴者、報道

機関等には配付せず、市議会ホームページにも掲載しないものとする。

第 5 章 審査基準

(請願及び陳情の審査基準)

第 17 条 議員は、請願及び陳情の審査に当たっては、浜田市議会請願・陳情審査基準（別表第 2）を目安とし、これを行うものとする。

第 6 章 雑則

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 25 日から施行する。

別表第 1（第 10 条関係）

浜田市議会陳情書取扱基準

次の各号のいずれかに該当する陳情は、審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。

- (1) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
- (2) 違法な又は明らかに公序良俗（公共の秩序を守る常識的な考えのことをいう。以下同じ。）に反する行為を求めるもの
- (3) 基本的人権を否定し、又は明らかに公序良俗に反する用語を含むもの
- (4) 特定の個人に関する情報を明らかにし、プライバシーを侵害するおそれがあるもの。ただし、すでに公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く。
- (5) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させるおそれがあるもの
- (6) 係属中の訴訟又は捜査中の犯罪事件に関するもの
- (7) 市の職員等に対する懲戒、分限等の個別の処分や何らかの行為を求めるもの
- (8) 市の事務・権限に関係しない事項についての行為を求めるもの
- (9) 私人間で解決すべきもので、行政による解決の手だてがないもの
- (10) 採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、議長が審査を行うことが適当でないと判断したもの

別表第 2（第 17 条関係）

浜田市議会請願・陳情の審査基準

1 採択を相当とするもの

- (1) 市の権限に属する内容であって、願意が妥当であり、かつ、実現の可能性のあるもの又は研究に値するもの
- (2) 議会又は市長等において措置することができる可能性のあるもの
- (3) 予算措置、条例改正等により、すでに願意が達成されたもの又は現在対応過程にあるもの

2 不採択を相当とするもの

- (1) 他の地方公共団体等の権限に属する内容である等、市の権限に属さない内容のもの
- (2) 議会又は市長等において措置することができないもの
- (3) 願意が妥当であっても、実現の可能性が認められず、又は研究に値しないもの
- (4) 願意が不明確で理解し難いもの

3 一部採択を相当とするもの

- (1) 請願（陳情）事項中、その一部が第 1 項の採択を相当とするものに該当するもの。この場合において、採択以外の部分については、意思表示しないものとする。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

住所

氏名

（団体名）

（代表者）

紹介議員

_____の請願について

【請願の趣旨】

- 1 願意（議会に対して求めることを記入してください。）

- 2 理由（請願に至った理由・背景などを簡潔に記入してください。）

電話番号 ()

整理番号	(請願 ・ 陳情) 第 () 号
紹介議員	☐ 議長、副議長、付託予定先の正副委員長ではない
確認手段	(本人の記入 ・ 職員による聞き取り ・ その他)
備考	

様式第 3 号（第 4 条関係）

請願文書表

受理 番号	件名	請願者	紹介議員	受理 年月日
付託委員会	審査経過（委員会）	審議結果（本会議）	結果 年月日	

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

浜田市議会議長 様

住所

氏名

（団体名）

（代表者）

_____の陳情について

【陳情の趣旨】

- 1 願意（議会に対して求めることを記入してください。）

- 2 理由（陳情に至った理由・背景などを簡潔に記入してください。）

浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について（新旧対照表）

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	LINE WORKS トークルームの運用	P19 「その他」 第5章 その他	<u>(新規)</u>	<u>9 重要な連絡事項等の見落としを防止するため、全議員が参加するトークルームは、議会事務局からの連絡や情報提供等に限定し、議員からの投稿は行わないこととする。</u>

令和8年8月17日

市議会議長 各位

全国市議会議長会

会長 丸子 善弘

(山形市議会議長)

九州市議会議長会

会長 松永 幹哉

(佐賀市議会議長)

令和8年熊本地震に対する義援金について

このたびの地震による被害甚大の報に接し、被災された皆様方に対し心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福と、被災地における早期の復旧・復興を謹んでお祈り申し上げます。

さて、今回の地震被害に対する義援金について、九州市議会議長会において、下記のとおり災害義援金口座を開設いたしましたので、何とぞご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 各市議会において義援金を拠出される場合は、次の口座へ10月9日(金)までにお振り込み願います。

(1) 口座名 九州市議会議長会 災害義援金口座

(キョウシュウシギカイギチャウカイサイガイギエンキンコウザ)

(2) 銀行名 佐賀銀行(銀行コード:0179)

(3) 支店名 本店営業部(店番号:500)

(4) 口座番号 普通預金 3313547

※振込受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

- 2 義援金を拠出された場合、市議会名と義援金額を佐賀市議会事務局まで電子メールにて報告願います。

なお、お振り込みいただいた義援金については、時宜をみて被災地域の支援のために拠出することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

- 3 お振り込みにあたり、恐れ入りますが振込手数料をご負担くださいますようお願いいたします。

連絡先

佐賀市議会事務局 議会総務課

TEL :0952-40-7310

mail:kyushu-gichokai@city.saga.lg.jp

◆熊本地震にかかる義援金の議会としての対応

議長会の動きを待って対応という考えがあるが、それ以外の対応があれば

- ・ 浜風の郷：意見なし
- ・ 創政クラブ：熊本地震にかかる義援金の対応については、過去の義援金対応をしてきたガイドラインを参考にしては
- ・ 市民クラブ：議会としての義援金への対応は、「議長会の動きを待つ」が良い。
その後の話として過去にガイドラインを作った経緯もあるようなので、それも参考にする
- ・ 公明クラブ：議長会の判断を待たずに行っているのではないかと。

義援金ガイドライン（案）

R 050224

【海外】

浜田市もしくは浜田市議会が友好協定・協約を結んでいるか、実質的交流がある国、市、地域が一定の災害に見舞われた場合、及び国際社会が全面的に支援に乗り出す大規模災害

【国内】

市議会が過去視察等で関りがある自治体、姉妹都市等の交流協定を結んでいる自治体、中国地方の自治体、特三漁港加盟自治体等で大規模災害による甚大な被害を被った場合

以上に該当すれば義援金活動等の支援策を発動する

※ガイドライン策定について、令和6年2月2日、2月19日の議会運営委員会で協議したが、決定に至らず。現在は、ガイドラインを策定していない状態。